

第26節 学校等における応急対策

【災害対策本部担当部】 教育部

1 計画の方針

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 学校

- (ア) 風水害発生時における児童・生徒、教職員、施設利用者等の安全確保及び施設被害に対する迅速な対応を図るため、必要な事項を定める。
- (イ) 学校は、あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。
- (ウ) 避難所に指定されている学校、又は臨時に指定された学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡の上保護する。
- (エ) 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ 市

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ 県

各学校や市町村の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(2) 達成目標

平成16年の7. 13豪雨災害クラスの風水害に際しても、被災後概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
小・中・特別支援学校	市教育委員会 被害状況、臨時休校等
市教育委員会	県教育委員会 集約された被害状況、臨時休業等

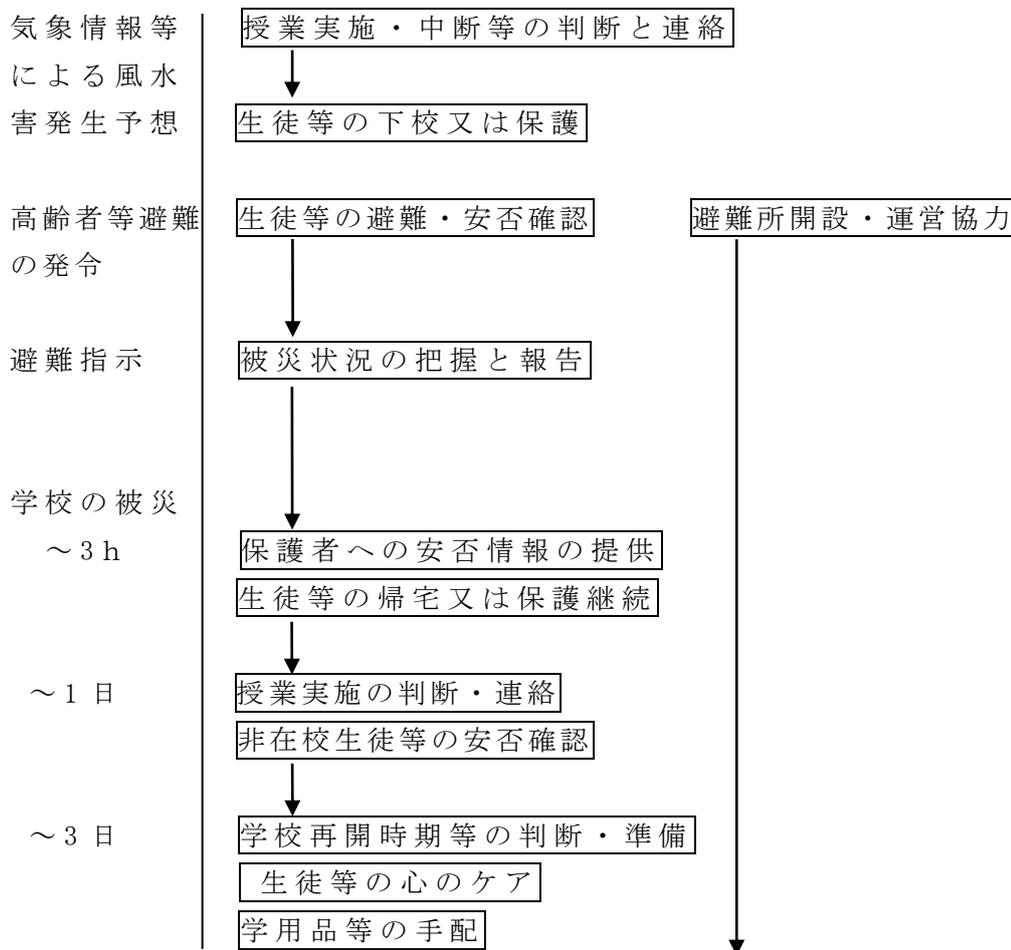
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等
------	--------	------------

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会	市教育委員会	指導、助言等
市教育委員会	小・中・特別支援学校	指導、助言等
市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、市教育委員会等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会や小・中・特別支援学校、又は、小・中・特別支援学校から直接県教育委員会に連絡する。

3 学校における業務の体系



4 学校における業務内容

(1) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

ア 授業実施・中断等の判断と連絡

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に応じた措

置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

(7) 校外活動中の場合

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保した上で学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(イ) 臨時休校、一斉下校等を決定した場合

各校長は、上記2(1)の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ 生徒等の下校又は保護継続

下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、小学校及び特別支援学校等については、必要に応じて保護者と連絡をとったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

(2) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(7) 校長 施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 教頭 校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教務主任・教諭 校長等の指揮の下で避難者との対応等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭 学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等 学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等 行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

(7) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

(3) 風水害が発生した場合の措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

学校は、避難情報（準備・勧告・指示）の発令、学校の被災等により学校から避難する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合には、近くにいた者が適切に対応する）。

b 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡をとり、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 勤務時間外の場合

a 教職員の参集

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡をとり、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

公立学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以降を行う。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

エ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに市教育委員会に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(4) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等の心のケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行うなど、心のケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

小・中・特別支援学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を小・中・特別支援学校に伝達する。

また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や地域FM放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

ア 学校施設の被害状況の把握と学校再開時期等を判断するため、被災直後に学校施設の応急危険度判定を、県教育委員会を通して文部科学省に専門家の派遣を要請する。

イ 必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについての指導、こころのケアの専門家を派遣するなどにより、学校の取組を支援する。

ウ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合には、スクールバス等の運行等を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

小・中・特別支援学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者・住民等への広報に努める。

(2) 小・中・特別支援学校や市への支援

ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供して、教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する。

イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市町村に斡旋する。

7 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い、被害の軽減に努める。主な留意点は、次のとおりとする。

- (1) 風水害発生後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。
- (2) 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じるとともに、人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたる。
- (3) 火災が発生した場合は、自衛消防隊及び地域自主防災組織と協力して、初期消火にあたる。
- (4) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、市及び関係機関と連絡をとり、最新の情報把握に努める。
- (5) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市及び関係機関に報告する。
- (6) 施設が避難所となった場合は、市及び地域の自主防災組織と連携して避難所の開設運営に積極的に協力する。

第27節 文化財応急対策

【災害対策本部担当部】 教育部

1 計画の方針

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 文化財所有者、管理責任者

(ア) 文化財所有者は、被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(イ) 市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

イ 市

文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

ウ 県

市や文化財保護指導委員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行う

とともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者、管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 市の役割

(1) 指定・登録文化財への対策

ア 国及び県指定・登録文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

4 県の役割

(1) 文化財等への対策

ア 国及び県指定・登録文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡をとり合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市指定文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財にかかる各種相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて各種相談や協力要請に応じる。

第28節 障害物の処理計画

【災害対策本部担当部】 ○建設部、市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

風水害等により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国又は・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

なお、確保すべき緊急輸送路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに、輸送における安全性にも配慮したものとする。

各主体の責務

ア 市

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく障害を及ぼす障害物について主体となり除去するものとし、必要に応じて、災害時応援協定に基づき小千谷市建設業協会に協力を依頼する。

イ 県

(ア) 県災害対策本部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物の除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

(イ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

(ウ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関との連携を図りながら緊急輸送及び交通確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去を実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため担当する国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ 道路管理者（国、県、市、高速道路）

(ア) 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに障害物を除去する。特に、緊急輸送ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

(イ) あらかじめ締結してある建設業協会等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

(ウ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察等の協力を得て排除する。

(エ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる怖

れがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市の協力を得て排除する。

2 情報の流れ

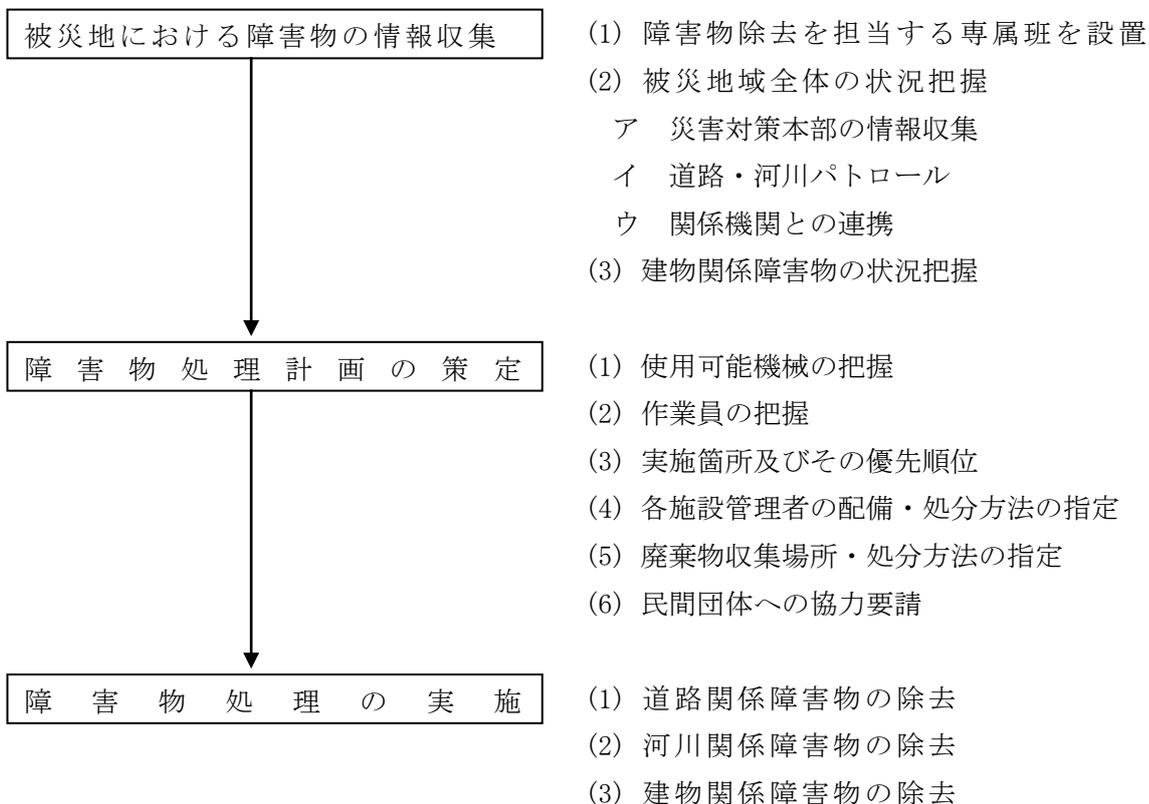
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
市 → 県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者） → 県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者 → 県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部 → 市町村	障害物除去に関する情報
県災害対策本部 → 施設管理者	障害物除去に関する情報

3 業務の体系



4 被災地における障害物の情報収集

市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設及び建物関係の障害物について、災害対策本部に寄せられる情報のほか、パトロールを実施し、また、各関係機関と連携し、早期の情報収集に努める。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りなが

ら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

5 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は国・県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送ネットワークの形成を念頭におき、障害物処理計画を策定する。

市は、障害物の仮置場及び最終処分地をあらかじめ定めておくよう努める。

- (1) 使用可能機械の把握
- (2) 作業人員の把握（監督員・交通整理員・オペレーター等）
- (3) 実施箇所及びその優先順位
- (4) 実施主体（各施設管理者）の配備・指令
- (5) 廃棄物収集場所・処分方法の指定
- (6) 小千谷市建設業協会への協力要請（不足する資機材・作業人員等）

6 障害物処理の実施

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

(1) 道路関係障害物の除去

ア 道路管理者は、その管理区域の道路の車両及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、市災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。

イ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

(2) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、その所管する河川区域において、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合には、市災害対策本部に報告するとともに、障害物を除去する。

(3) 建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市の指導を受けながら各施設関係者が除去する。

ア 市は特に必要があるときは、山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家又はその周辺に堆積し障害物の除去を行う。なお、本市のみで障害物の除去が行われたときは、県及び他市町村に応援を要請する。

イ 災害救助法が適用された場合の障害物の除去は市が行う。

(4) 建物関係障害物の仮置場

ア 災害によって落下、倒壊で生じた路上等の建物関係障害物を早急に撤去するため、推定発生量を勘案し被災地域に比較的近く、基本的に考えられる次のような場所に一時的（暫定的）仮置場を設置する。

公園、校庭、運動公園、公共機関及び民間所有の未利用地、既存廃棄物処分場周辺、その他一時的仮置場として支障のない場所

ただし、避難場所として利用されている場所及びその近隣は除外する。

イ 前記障害廃棄物の仮置場への搬入に関しては、事後の中間・最終処理、再資源化等を考慮し、十分に分別されたものとする。

(5) 除去した障害物の集積場所

ア 障害物の集積場所は原則として、市の管理に属する被災地付近の遊休地及び空地、その他適当な場所とする。なお、保管に当たっては、障害物により再び人命、財産に被害を与えないよう注意する。

イ 除去した障害物の保管場所は、可能な限り盗難等の被害の少ない場所を選定する。

7 関係機関の役割

被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、あらかじめ小千谷市建設業協会と障害物の除去について、協議を行う。

なお、市のみの対応では困難な場合は、隣接市町及び協定市町村等に対し、応援要請するほか、県に応援の要請を依頼する。

8 積雪期の対応

積雪は、地震災害に対し被害を拡大させる要因となることが想定されることから、緊急輸送ルート確保を図るため、国・県・市は除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図る。また、積雪及び被災状況に応じて連携を図りながら、障害物除去計画を策定し、実施する。

第29節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

○ 基本方針

風水害等では、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等により、多くの死者を出すことがある。市は関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(1) 各主体の責務

ア 市

市は、遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

イ 県

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ 警察本部、自衛隊等関係機関

市・県等が迅速に業務が推進できるよう支援する。

(2) 業務内容

遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の捜索	防災関係機関と協力した捜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(3) 関係者に対する配慮策

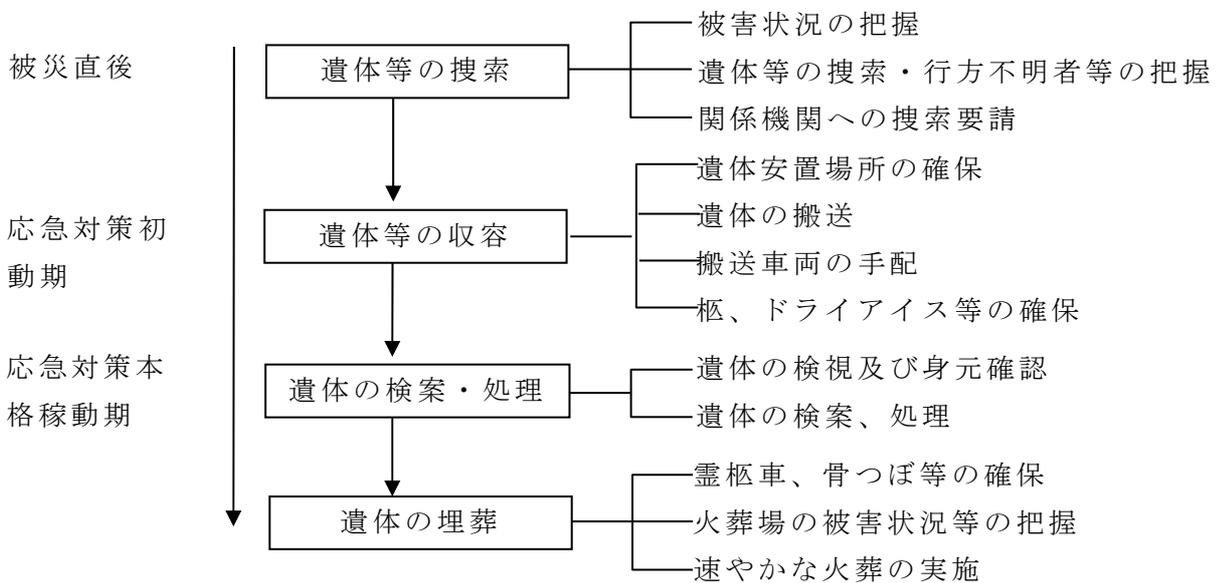
一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2 情報の流れ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続の簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	市町村（火葬場設置者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割振りの通知
県	協定先企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への応援要請（市の要請による） ・ 新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による） ・ 新潟県葬祭業協同組合に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市の要請による） ・ 近隣市町村への応援要請（市の要請による） ・ 市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の捜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 警察本部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の捜索を行う。	警察本部 自衛隊等関

	・ 県に捜索状況を報告する。	係機関
県	・ 県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行う。	自衛隊
警察本部 自衛隊等関係 機関	・ 遺体等の捜索を市と協力して行う。 ・ 警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のために埋葬に時間を要する場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷等)を確保し、関係機関に連絡する。 ・ 搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。 	寺院、学校等 新潟県トラック協会 新潟県葬祭業協同組合
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市から搬送車両の手配要請があった場合、新潟県トラック協会に協定に基づき要請する。 ・ 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合新潟県葬祭業協同組合に協定に基づき協力を要請する。 	新潟県トラック協会 新潟県葬祭業協同組合
警察本部 自衛隊等関係 機関	・ 遺体の搬送を行う。	
新潟県葬祭業 協同組合	・ 柩、ドライアイス等の手配をする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。 ・ 所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。 	日本赤十字社新潟県支部 新潟県医師会等 警察署等
県	・ 市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部 新潟県医師会

警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 ・身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。 	
日本赤十字社 新潟県支部及び新潟県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・死因その他の医学的検査を行う。 ・検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。 	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。 ・骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。 ・死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。 	新潟県トラック協会 新潟県葬祭業協同組合 厚生労働省
火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の火葬体制を確立しておくものとする。 ・被災状況等を県及び市に報告するとともに、速やかに火葬を行う。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市から搬送車両の手配要請があった場合は、新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 ・市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、新潟県葬祭業協同組合に協定に基づき協力を要請する。 ・市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。 	
新潟県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。 	
新潟県葬祭業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づき骨つぼ等を確保する。 	

5 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市が所轄警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。
- (2) 警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に流れ着いた遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

6 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の捜索、処理、埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておく。

- ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
- イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
- ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第30節 愛玩動物の保護対策

【災害対策本部担当部】 市民衛生部

1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力をを行う。

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 飼い主

- (ア) 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。
- (イ) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期に渡り放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ 市

- (ア) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。
- (イ) 避難所を設置するにあたり、必要に応じ動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (ウ) 県の設置する「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。

ウ 県

- (ア) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。
- (イ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。
- (ウ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。
- (エ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。
- (オ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。
- (カ) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。
- (キ) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

エ 公益社団法人新潟県獣医師会

- (ア) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

(イ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

オ 一般社団法人新潟県動物愛護協会

県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

カ 動物救済本部

(ア) ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう県の災害対策本部物資を提供する。

(イ) 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

(ウ) 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

(エ) 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明動物の一時預りを行う。

(オ) 飼い主捜し

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。

(カ) 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

(キ) 被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

(ク) ボランティア及び募金の受入・調整・運営

ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。

(2) 達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

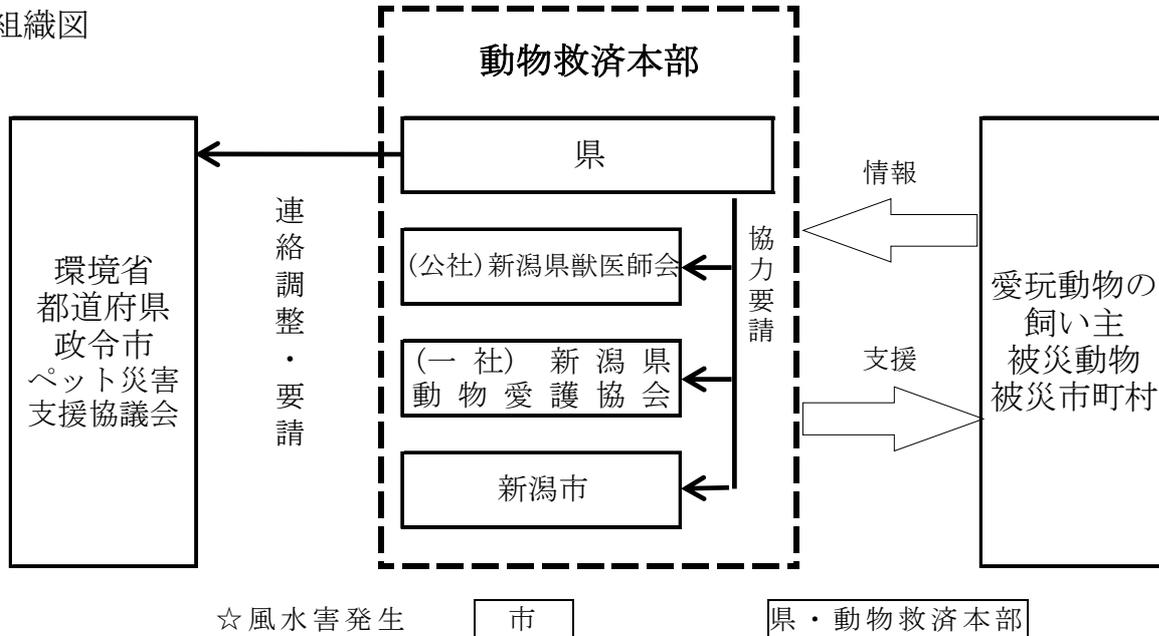
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ペット同行避難者の状況 被災者ニーズ
市	県、動物救済本部	集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県、動物救済本部	市	ペット関連の支援内容
市	避難所、避難者	ペット関連の支援内容

3 業務の体系

組織図



～ 1 日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認 負傷動物等の保護
～ 3 日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設 動物救済本部の設置
～ 7 日		避難所での動物飼育支援、物資提供 ペットの一時預かり
～ 2 月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

4 業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	内 容	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	<ul style="list-style-type: none"> 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村
市	<ul style="list-style-type: none"> 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な 	県 動物救済本部

	<p>支援が受けられるよう連携に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 ・避難者に動物飼育関連物資を配布する。 ・住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 ・仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 ・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 ・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団対等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 ・動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 ・環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。 	<p>県獣医師会 県動物愛護協会 環境省 ペット災害支援協議会</p>
新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 	
新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 	
動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ・ボランティアの受付、調整を行う。 	

第31節 災害時の放送

【災害対策本部担当課】 ○危機管理部、情報財政部

1 計画の方針

○基本方針

県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

各主体の責務

ア 市民・企業等

風水害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

(ア) 国際交流協会等ボランティアによる外国人への情報伝達活動

(イ) アマチュア無線局による情報の伝達

(ウ) 自主防災組織、地域住民等は、高齢者、障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する。

(エ) 企業・事業所、学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達する。

イ 市

市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という）に緊急放送を要請する。市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

(ア) 緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

(イ) 全県波放送局の連絡先

局名	電 話	F A X
日本放送協会（NHK）新潟放送局	025-265-1141	025-265-1145
㈱新潟放送（BSN）	025-267-3469	025-267-4410
㈱NST新潟総合テレビ（NST）	025-249-8900	025-249-8881
㈱テレビ新潟放送網（TeNY）	025-283-8152	025-283-8159
㈱新潟テレビ21（UX）	025-223-7009	025-223-8628
㈱エフエムラジオ新潟	025-246-2314	025-245-3399

(ウ) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

ウ 防災関係機関

県内各放送機関は、県・市から緊急放送の要請があった場合には、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」により遅滞なく正確に発信する。

また、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

第3節 公衆通信の確保

【災害対策本部担当部】 ○総務部、危機管理部

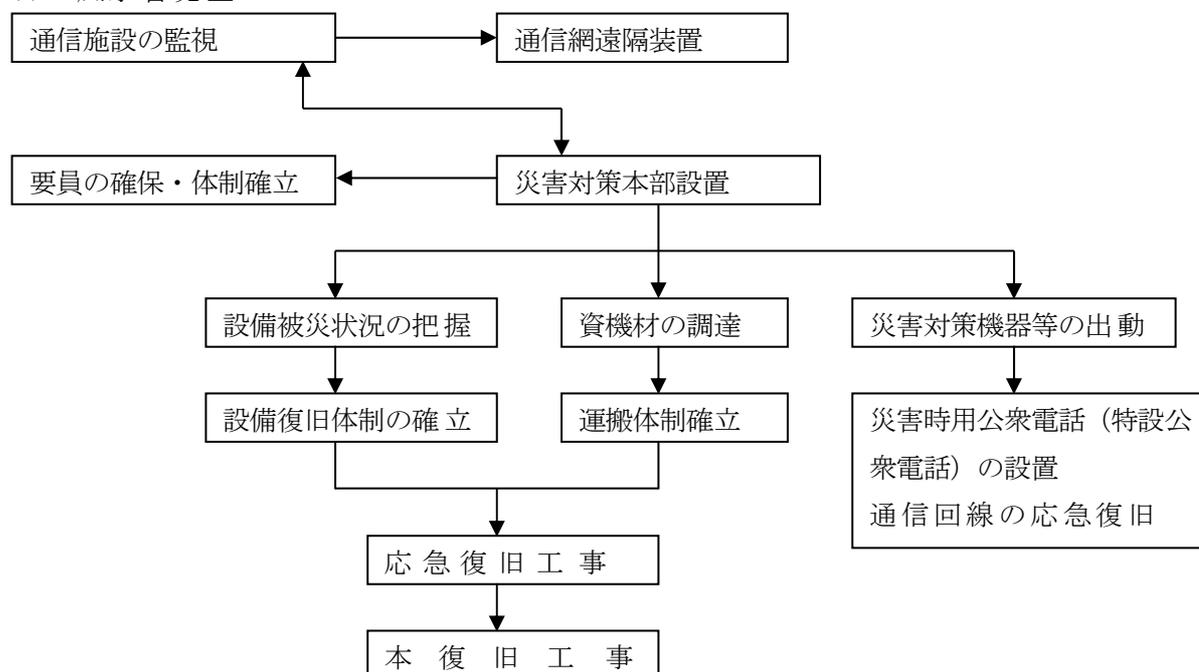
1 計画の方針

○ 基本方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 公衆通信施設（NTT東日本/NTTドコモ）応急対策フロー図

★ 風水害発生



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキー挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、NTT東日本新潟支店及びNTTドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営又は応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ N T Tグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

- ア 被災の概況について、社内外からの被災に関する情報を迅速に収集する。
- イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等を利用し、全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動基地局車
- エ 移動電源車及び可搬電源装置
- オ 応急復旧ケーブル
- カ ポータブル衛星車
- キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、N T T東日本及びN T Tドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ次の表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関

第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯全業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来たした場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲に渡っての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由、及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) NTT東日本の応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請項目を取りまとめの上、本社災害対策本部へ要請する。

7 市及び防災関係機関との連携

市及び防災関係機関と密接に連絡調整を行うほか、NTT東日本新潟支店は、次の措置を講じる。

- ・ 通信設備の被害情報の連絡
- ・ 応急対策活動状況及び復旧見込み情報の連絡
- ・ その他市及び防災関係機関の応急対策に資する情報の連絡
- ・ 小千谷市防災会議連絡員室が設置された場合の職員派遣

第33節 電力供給応急対策

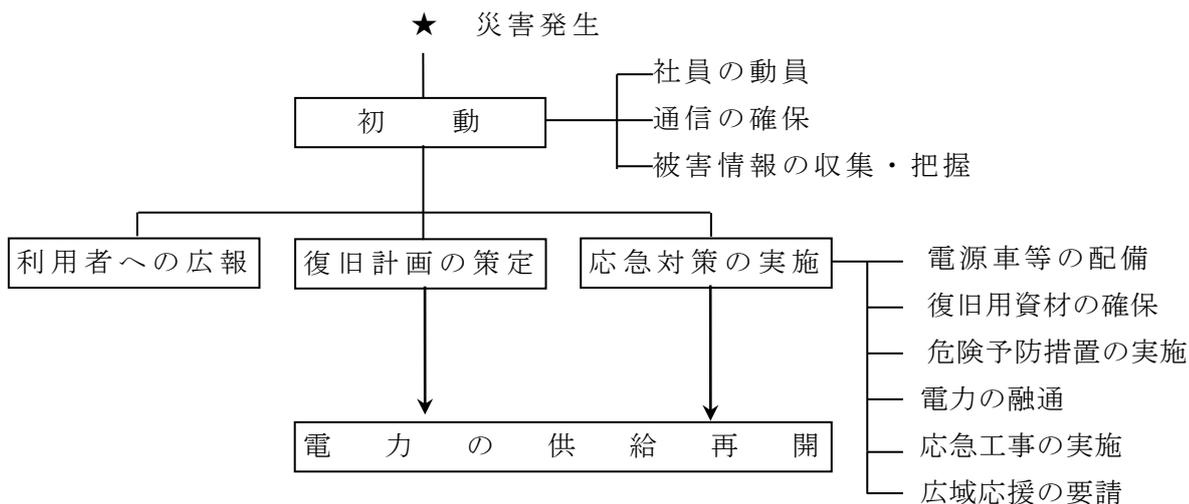
【災害対策本部担当部】 ○総務部、危機管理部

1 計画の方針

○ 計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

災害が発生した時は、東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、その下に設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部および各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部（連絡室）へ報告し、本部はこれを集約して関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合は、必要に応じリエゾンを派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

(5) 小千谷市防災会議連絡員の派遣

防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

4 応急対策

(1) 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、あらかじめ要請した請負業者の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、小千谷市の災害対策本部に依頼して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市の災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運用推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定及び実施に当たっては病院、公共機関、避難場所等を優先することとし、国、県、市の災害対策本部と連携し、復旧計画を策定する。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、市災害対策本部へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で締結している「各社間の協定」等により実施する。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼する。

第34節 ガスの安全、供給対策

【災害対策本部担当部】 ○ガス水道部、危機管理部

1 計画の方針

○ 基本方針

市及びLPガス事業者等は、災害発生後速やかに、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

また、供給を停止した場合は、復旧計画に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

2 情報の流れ

直後情報収集

次の方法により、迅速かつ的確にガス供給設備の被害状況を把握する。

ア テレメータ監視システム等により、主要施設の被害状況を把握する。

イ 職員が主要施設、管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。

ウ 市民からの通報により、被害状況を把握する。

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
被災者、消防、警察 市及びLPガス事業者等	供給等支障状況、停止状況、ガス漏れ・事故等発生状況
市及びLPガス事業者等	国、県、（市）、 消防、警察 ガス漏れ・事故等発生状況 （軽微なガス漏れを除く。）
市及びLPガス事業者等	国、県、（市） 供給等支障状況及び停止状況、復旧状況及び見込情報
市及びLPガス事業者等	報道機関 二次災害防止に関する注意事項、供給状況
市及びLPガス事業者等	（一社）日本ガス協会等 復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県、市及びLPガス事業者等	被災者 二次災害発生防止情報、供給停止状況、供給支障状況、復旧状況及び見込情報
県	市及びLPガス事業者等 安全確保の指導
（一社）日本ガス協会等	市及びLPガス事業者等 復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 市

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
発生後 概ね14日	供給停止判断 国、県への報告 需要家の安全確認、供給再開 供給再開完了 (注)	供給停止	供給停止状況等 復旧状況等

(注) 大規模な被害が生じた場合を除く。

(2) LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生 中	充てん所の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理	二次災害防止措置
避難指示解除後3時間後	消費先の緊急点検完了		
〃 2日後	充てん所の復旧完了(注1)		
〃 3日後	消費先の安全確認完了(注2)		

注1 大規模な被害が生じた場合を除く。

注2 安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合

4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
市民	(1) 風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。	消防、警察
	(2) 避難時に要配慮者の誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガスの閉止等の安全措置の実施状況を確認する。	
	(3) ガス漏れ、供給支障等の情報を市及びLPガス事業者等に通知する。	市及びLPガス事業者等

<p>L P ガス事業者等</p>	<p>(1) 二次災害防止のための広報を行う。</p> <p>(2) L P ガス事業者は、風水害発生後、速やかに需要家ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全点検を行う。</p> <p>(3) 要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。</p> <p>(4) 市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。</p> <p>(5) L P ガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。</p> <p>(6) 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。</p>	<p>報道機関、 県、市</p> <p>復旧支援団体等</p>
<p>市</p>	<p>以下の安全供給対策を実施するほか、L P ガス事業者に対し安全確保の徹底を指導する。</p> <p>(1) 実施体制</p> <p>風水害等によりガス工作物に甚大な被害が発生、またはそのおそれがある場合、被害状況の把握、応急復旧及びその他の保安措置を円滑、適切に行うため、別に定める非常招集システムにより職員を招集するとともに、対策本部を設置し、災害対策事務分掌により応急作業を迅速的確に実施する。また、供給開始に当たっては、需要家ガス設備の安全確認点検を実施する。</p> <p>(2) 被害状況の把握</p> <p>風水害発生時には、速やかに次の施設の調査、点検を行い、被害状況を把握し、併せて市災害対策本部から地震規模、範囲及び道路等の被害状況の情報を入手する。また、市災害対策本部から要請があった場合、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検及び燃焼器具の点検を実施する。</p> <p>ア 供給施設</p> <p>受入設備、機械設備、建物、ガスホルダー、配管、計装、電気等の供給施設について目視または計測器、ガス漏えい検知器等による調査、点検を行う。</p> <p>イ 導管施設</p> <p>(ア) 架管部等露出導管の目視、臭気、またはガス漏えい検知器等による調査、点検</p> <p>(イ) 整圧器の目視、臭気、圧力計、またはガス漏えい検知器による調査、点検</p> <p>(ウ) 導管網の緊急調査、巡回調査、漏えい調査を段階的に状況判断をしながら進める。調査方法は、目視、異音、臭気、ガス漏えい検知器による調査、点検</p>	<p>報道機関、 県</p>

	<p>(3) 緊急措置</p> <p>ア 供給停止</p> <p>(ア) 即時停止判断基準</p> <p>SI値が60カイン以上ないし、供給所のガス送出量の大変動等があった場合は供給を即時停止する。</p> <p>(イ) 緊急供給停止判断基準</p> <p>SI値が30カイン以上のときは、供給設備の安全確認を直ちに行い、安全性が確認されない限り供給停止とする。</p> <p>イ 二次災害の防止措置</p> <p>(ア) 調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。</p> <p>(イ) 消防機関に、地震による被害状況を連絡し、消火活動等が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(ウ) 導管折損等のためガス漏えいが甚だしく、引火による危険がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては避難措置をとる。</p> <p>(4) 応急対策計画</p> <p>被害状況を的確に把握した上で、応急対策計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <p>主要施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急対策計画を策定する。</p> <p>イ 応援要請の必要性の判断</p> <p>動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。</p> <p>(5) 復旧計画</p> <p>需要家の安全を第一に考え、速やかにガスの供給を安全に再開するため、次の点に留意して復旧計画を立てる。なお、被害が大規模な場合、応急復旧の目標を各戸1栓確保とする。</p> <p>ア 供給施設</p> <p>(ア) 無被害設備のガス供給能力を検討し、被害設備の復旧見込及び原料ガスラインを含む導管網の復旧計画との整合性を図る。</p> <p>(イ) 原料ガス、保安用電力等の確保を図る。</p> <p>イ 導管関係</p> <p>低圧導管の導管網のブロック化を実施し、地震被害調査に基づき復旧計画を立てる。</p> <p>ウ 復旧順位</p> <p>需要家の復旧順位は、道路、公共施設、家屋及び導管の復旧状</p>	
--	---	--

	<p>態を考慮し、原則として次による。</p> <p>①医療施設 ②避難所 ③老人施設 ④一般需要家</p> <p>エ 復旧方法</p> <p>(ア) 供給施設</p> <p>a 受入設備、付臭設備、ガスホルダー等を巡視点検し、設備のガス漏えい、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分は早急に修理を行う。</p> <p>電力等の復旧は施設の運転に支障のないよう関係機関との連絡を密にする。</p> <p>原料ガス受入はガス供給の重要性を考慮して、被災施設の復旧を早急に実施するよう、石油資源開発株式会社へ要請する。</p> <p>b 漏出ガスに起因する二次災害が予想される場合は、ガスホルダーの受入、送出バルブを閉止する。</p> <p>(イ) 導管及び需要家供給設備</p> <p>a 導管、整圧器等のガス漏えいは速やかに応急修理またはガスの遮断を行う。</p> <p>b 中圧導管は、被害状況により漏出ガスに起因する二次災害を防止するため、遮断する。</p> <p>c 低圧導管は被害状況により、被害地域をブロックごとに遮断する。地域分離ができない場合は、供給所においてガスを遮断する。</p> <p>d ガス栓、メーターコックの閉栓について、マスコミ等を活用し、需要家の協力を要請するが、確実に期するため、戸別に巡回し、保安閉栓作業を行う。</p> <p>e 需要家の被害状況を調査し、どのブロックから復旧作業に着手するか決める。</p> <p>f 中圧導管に試験圧力ガスを流し漏えい調査を行い、損傷箇所の修理終了後、通ガス、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。</p> <p>g ブロック内の低圧導管網へ、整圧器から継続的に試験圧力ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため作業員の巡回を実施する。</p> <p>h ブロック内導管網が危険のない状態で復旧したら、エアパージを実施する。導管網を通常の供給圧力程度に保持して、さらにガス漏れ調査を実施し、漏えいの発見に努める。</p> <p>i 需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに開栓作業の巡回を実施する。</p>	
--	--	--

6 市民への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

ア ガス供給停止地区

（ア）復旧の見通しとスケジュール

（イ）復旧作業への協力依頼

イ ガス供給継続地区

（ア）ガス臭気、ガス漏れ等異常時のガス水道局対策本部への通報

（イ）ガスの安全使用周知

(2) 広報の方法

ア 報道機関への協力要請

イ 広報車による巡回

ウ 個別訪問によるチラシ配布

エ 諸官公署への協力要請

オ 避難所への周知

7 積雪期の対応

積雪期においては、被災状況調査の困難と、道路の寸断等による復旧活動の困難が予想される。そのため二次災害防止に重点をおき、被害調査体制の充実と、道路管理者との緊密な連携を図り、除雪対策等協議を行う。

また、市民はガスメーター周辺の除雪に協力するものとする。

8 恒久対策計画

復旧作業を終了した後に、全般的な漏えい調査を実施し、完全復旧を図るとともに将来計画及び都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

第35節 給水・上水道施設応急対策

【災害対策本部担当部】 ガス水道部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図る上でも極めて重要である。

被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池及び井戸等により飲料水等を確保し、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市	県 関係機関	<p>県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。</p> <p>ア 被災直後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 <p>イ 応急復旧開始後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し
県	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・応援給水、応援復旧の支援・調整 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
日本水道協会等	市	<ul style="list-style-type: none"> ・応援要請に関する調整・助言

市	被災者	<ul style="list-style-type: none"> ・断減水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し
---	-----	--

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆災害発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)	
直後 ～3h ～6h ～12h	3ℓ/日 生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定（注1） <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針 	
3日	20～30ℓ 最低生活水量	<ul style="list-style-type: none"> ◆応急給水活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 	<ul style="list-style-type: none"> ◆応急復旧活動 第1段階 <ul style="list-style-type: none"> ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療施設等への応急復旧
		<ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置（注2） ・拠点給水 ・運搬給水 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の設置（注2） ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
1週間	30～40ℓ 生活水量の確保	<ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・代替水源等の使用（注3） 	<ul style="list-style-type: none"> 第3段階 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧
2週間		<ul style="list-style-type: none"> （生活用水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通水作業
1か月	各戸1 給水栓の確保	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了	

注1 避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

注2 大規模な被害が生じた場合を除く。

注3 安全確認は、消費者の利用要望がある場合

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>次の方法により迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。</p> <p>ア 職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録</p> <p>イ テレメータ監視システム等により取水、浄水、配水施設等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況を把握する。</p> <p>ウ 職員が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。</p> <p>エ 市民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。</p> <p>オ 市災害対策本部から災害規模、範囲及び道路等の被害状況の情報を入手する。</p>	水道工事業者
県	<p>ア 必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施</p> <p>イ 必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼</p>	日本水道協会 新潟県支部、 新潟県水道協会等

(2) 住民への広報や報道機関への対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>県との相互連絡体制を確立し、市民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、市民の不安の解消に努める。</p> <p>ア 第1段階の広報</p> <p>(ア) 迅速に断減水の状況、応急給水計画、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ及び掲示板及び広報車により広報する。</p> <p>(イ) 報道機関、放送局等の協力を得て、多元的に広報するよう努める。</p> <p>イ 第2段階の広報</p> <p>長期的、広域的な復旧計画等の情報を、主に広報誌、報道機関、インターネット等を利用し、広報する。</p> <p>ウ 情報連絡体制</p> <p>市及び県は、被害状況、応援要請、市民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互連絡体制を確立する。</p>	報道機関
県	<p>全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、広報するとともに報道機関へ対応する。</p>	報道機関

(3) 緊急措置

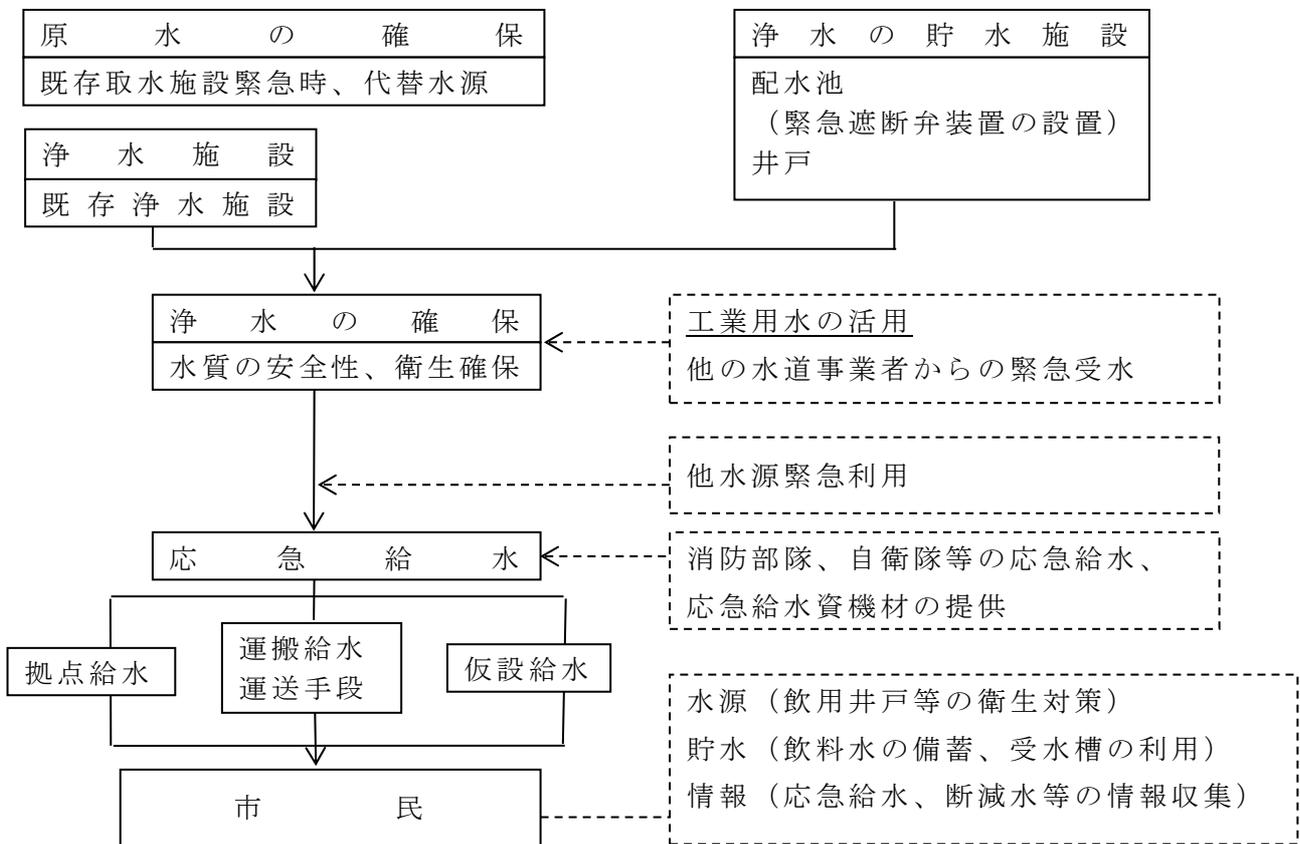
実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>ア 対策本部設置</p> <p>風水害により上水道施設に甚大な被害が発生した場合、別に定める非常招集システムにより職員を招集し、被害状況を把握し応急復旧措置を円滑、適切に行うため、対策本部を設置する。</p> <p>災害対策事務分掌により応急作業を迅速的確に実施する。</p> <p>イ 公認工事店等への要請</p> <p>公認工事店及び水道資機材の取扱業者等は、平常時から応急復旧用資機材の在庫状況を管理し、備蓄に努める。</p> <p>また、協定書に基づき応急復旧活動を要請する。</p> <p>ウ 緊急措置</p> <p>二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。</p> <p>(ア) 二次被害の防止措置</p> <p>a 薬品等の漏出防止措置を講じる。</p> <p>b 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。</p> <p>c 消防機関に、地震による水道の断減水の状況及び配水池の緊急遮断弁の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(イ) 被害発生地区の分離</p> <p>被害が少なく、継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。</p>	
県	<p>二次災害の防止措置</p> <p>(ア) 有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請</p> <p>(イ) 緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知、指導</p>	市町村、水道事業者、(公社)日本水道協会新潟県支部

(4) 応急対策の方針決定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	被災施設、被災者数等を的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。 ア 被害状況の把握 主要水道施設の被害状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 イ 応援要請の必要性の判断 動員可能職員数及び災害対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	日本水道協会 新潟県支部 水道工事業者
県	被害が甚大な場合は、応急対策計画の立案、技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	日本水道協会 新潟県支部 新潟県水道協会

(5) 応急給水活動

優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び要配慮者等に対し十分配慮し、被害状況に応じ、地域別に給水方法を選定し、生活用水にも十分留意した上で、被災者に飲料水等を給水する。



実施主体	対策	協力依頼先								
市	<p>被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。</p> <table border="1" data-bbox="359 331 1189 743"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 331 518 376">給水種類</th> <th data-bbox="518 331 1189 376">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 376 518 459">拠点給水</td> <td data-bbox="518 376 1189 459">配水池及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 459 518 582">運搬給水</td> <td data-bbox="518 459 1189 582">給水車、給水タンク搭載車、タンク付消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 582 518 743">仮設給水</td> <td data-bbox="518 582 1189 743"> 応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 給水の順位 被災状況を考慮し、原則として次による。 ①医療施設 ②避難所 ③社会福祉施設、老人施設等 ④一般需要家</p> <p>イ 飲料水及び応急給水資機材の確保 (ア) 飲料水の確保 a 緊急遮断弁を装備した配水池で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。 b 災害を免れた水道施設を稼動し、飲料水を確保する。</p> <p>(イ) 応急給水用資機材の確保 市が確保している応急給水用資機材が不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材を調達する。</p> <p>ウ 飲用井戸及び受水槽等による給水 (ア) 風水害による水質悪化、汚染が懸念されるため、やむを得ず飲用する場合は煮沸消毒をするか、消毒剤を添加したうえで飲用に供する。 (イ) 水質検査の結果、水質基準に適合する場合は仮設給水栓に準じ給水する。</p> <p>エ 飲料水の衛生確保 (ア) 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し適切に消毒されていることを確認する。また、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備または塩素消毒剤等により消毒する。</p> <p>オ 生活水の確保 (ア) 市が所有する井戸及び市民が所有する井戸の設置状</p>	給水種類	内 容	拠点給水	配水池及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。	運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、タンク付消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。	仮設給水	応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。	
給水種類	内 容									
拠点給水	配水池及び避難場所等に給水施設を設けて給水する。									
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、タンク付消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。									
仮設給水	応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。 応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。									

	<p>況をあらかじめ把握し、緊急時に生活用水の給水拠点として使用できるよう配慮する。</p> <p>(イ) 水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水手洗い水等への利用を図る。</p> <p>(ウ) 消雪用井戸を使用する場合は、その管理者と協議を行い、かつ飲料水として使用するときは、水質基準に適合することを確認する。</p> <p>カ 積雪期の給水計画</p> <p>積雪期の風水害時は、特に雪害が重なり、給水活動に困難を伴うことが予想される。被災地区の飲料水を確保するため、飲用井戸等の代替水源による給水方法及びヘリコプターによる空輸等を検討する。</p> <p>キ 要配慮者等に対する配慮</p> <p>高齢者等の要配慮者等への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮を要する。</p> <p>ク 日報、写真等により活動状況を記録する。</p>	
<p>県</p>	<p>ア 緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。</p> <p>イ 必要に応じて水道法(昭和32年法律第177号)第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。</p>	

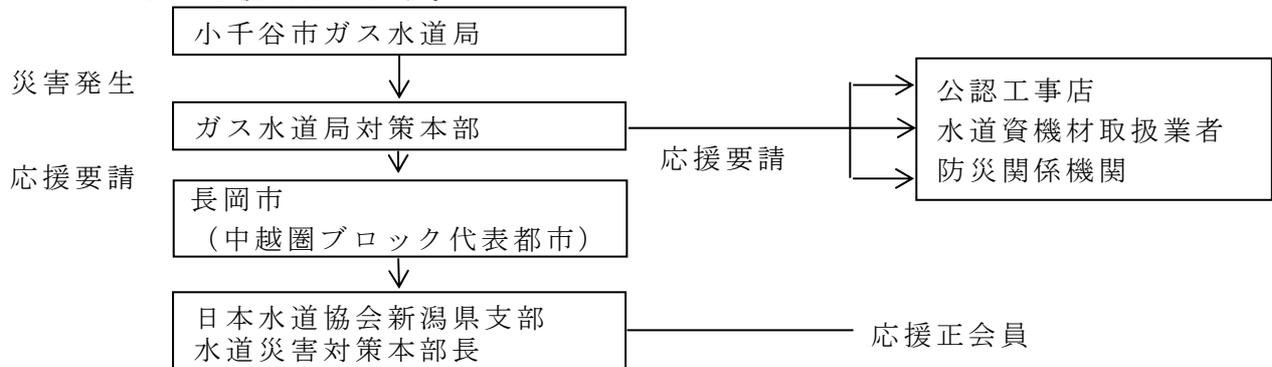
(6) 応急復旧活動

実施主体	対策	協力依頼先
<p>市</p>	<p>優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図り、可能な限り速やかに復旧を行う。</p> <p>ア 計画フロー図</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">配水管図面等の準備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">復旧用資機材の調達</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">復旧作業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">恒久対策</div> </div> <p style="margin-left: 20px;">←-----</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;"> <p>・製造、取扱業者等からの調達</p> <p>・他市町村からの調達</p> </div> <p>イ 復旧範囲の設定</p> <p>市による復旧は、各戸1給水栓の復旧までとし、以降の給水装置の復旧は所有者の責によるものとする。</p> <p>ウ 復旧作業手順</p> <p>原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先と</p>	<p>各ライフライン事業者</p>

	<p>し、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸1給水栓）の順に作業を行う。</p> <p>エ 復旧順位</p> <p>(7) 医療施設、避難所、社会福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。</p> <p>(イ) 応急給水の拠点への復旧作業を優先的に行う。</p> <p>オ 復旧用資機材の確保</p> <p>市が確保している復旧用資機材で不十分な場合は、速やかに他市町村及び公認工事店等の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。</p> <p>カ 積雪期への配慮</p> <p>積雪期の復旧作業には施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保し、道路管理者等の関係機関と除雪作業について連絡調整する。</p> <p>キ 配管給水の衛生確保</p> <p>応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2 mg/l以上（結合残留塩素の場合は1.5 mg/l以上）となるよう消毒する。</p> <p>ク ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進</p> <p>電気、ガス、下水道等の施設間で被災状況の情報を交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を総合的に行い、復旧対策計画を的確に策定する。</p> <p>ケ 日報、写真等により活動状況を記録する。</p>	
県	異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当部局等と協議する。	各ライフライン事業者

5 広域応援体制

- (1) 復旧活動が困難な場合は、「水道災害相互応援要綱」（日本水道協会新潟県支部）により応援要請を行う。



- (2) 応援部隊を受け入れる場合は、的確に指揮できる体制及び施設を整備しておく。
- (3) 事前に、他市町村と費用負担等を定めた応援協力に関する協定の締結、応援活動用

マニュアルの作成、応援部隊用宿泊場所の斡旋等、受入体制を確立する。

- (4) 公認工事店、水道資機材及び保存水等の取扱業者と事前に応援協定を依頼し、円滑に対策を実施できるよう努める。
- (5) 県は主に、情報の連絡調整、総合的な指揮、指導及び関係機関への応援要請を行う。
また、必要に応じ、水道法第40条に基づく、水道用水の緊急応援命令等の適切な措置を講じる。

6 積雪期の対応

積雪期においては、被害状況調査の困難と、道路の寸断等による復旧活動の困難が予想される。そのため二次災害防止に重点をおき、被害調査体制の充実と、道路管理者との緊密な連携を図り、除雪対策等の協議を行う。

7 恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び地震後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水防止調査

地下に噴出して発見できた漏水箇所のほか、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修理計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

(2) 恒久対策計画

水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮、可とう化等による耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水本管のループ化、連結管のバイパスルート確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

第36節 下水道施設等応急対策

【災害対策本部担当部】 ガス水道部

1 計画の方針

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）

下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ施設、管渠が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。

風水害発生から、3日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市

被災時には、直ちに、被災調査及び復旧工事に着手する。

また、自ら管理する下水道施設等の被害状況を把握すると共に、県に報告し、必要な応急措置を講じる。流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。下水道等施設が被災を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途を立て、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。（第3章第21節「トイレ対策計画」参照）

携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県

市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。また、被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに関係市町村へ連絡し、市から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することができるようにする。

エ 県及び市

被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧作業の早期完成を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 県、市は被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が侵入し被災を受けないよう配慮する。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪期における下水道等施設の被害状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災者ニーズ
市	県	集約された被災者ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	(協定先)企業・団体、他県、 国、市町村	集約された被災者ニーズ 被災者情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県	市	支援情報、流域下水道の被害情報
市	避難所、避難者	復旧予定、使用開始予定情報

3 業務の体系

下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

★風水害発生



4 緊急点検・調査・措置による対応

(1) 緊急点検・緊急調査・緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況、処理場の異常が確認できた場合に町内会長・市へ報告する。	市
市	・下水道施設等市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県への報告 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域下水道関連公共下水道の緊急点検、緊急調査の実施、流域下水道施設管理者の県への連絡、調整。	県、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定事業者等

県	<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道施設の緊急点検、緊急調査の実施 ・市の被害状況の把握 ・緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 ・流域関連公共下水道管理者の市への連絡、調整 ・被災状況の国への報告・連絡調整 	国、流域関連市町村、(地共)日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会
(公財)新潟県下水道公社	・県の指示に基づき、流域下水道施設を点検し、被災箇所の特定期間および必要な応急措置等実施する。	本部、支所等
(公社)日本下水道協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部、支部等
(地共)日本下水道事業団	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部、他県支部等
(一社)地域環境資源センター	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。(農業集落排水関係)	本部
(公社)日本下水道管路管理業協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	本部、他県支部等
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県、市からの要請に基づき、現地での調査に必要な資機材調達及び調査実施に協力する。	
小千谷市指定排水設備組合	・市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	・市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に応急仮復旧状況等を周知する。 ・県に応急復旧状況等を連絡する。 ・避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。 	県、協定市町村、(地共)日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター
県	・応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、流域下水	流域関連市町

	<p>道施設利用を再開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設用資材調達に努める。 ・地域住民等に市を通じて応急復旧状況等を周知する。 ・避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。 	<p>村、(公財)新潟県下水道公社、(地共)日本下水道事業団、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会</p>
(公財)新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> ・県の指示に基づき、応急復旧に協力、流域下水道施設利用を再開する。 ・県の指示に基づき、仮設用資材調達に努める。 	<p>本部、支所等</p>
(公社)日本下水道協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	<p>本部、支部等</p>
(地共)日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	<p>本部、他県支部等</p>
(一社)地域環境資源センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 (農業集落排水関係) 	<p>本部</p>
(公社)日本下水道管路管理業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	<p>本部、他県支部等</p>
(一社)新潟県下水道維持改築協会	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	
小千谷市指定排水設備組合	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	
処理場・ポンプ施設管理受託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。 	

(3) 外部応援依頼による対応

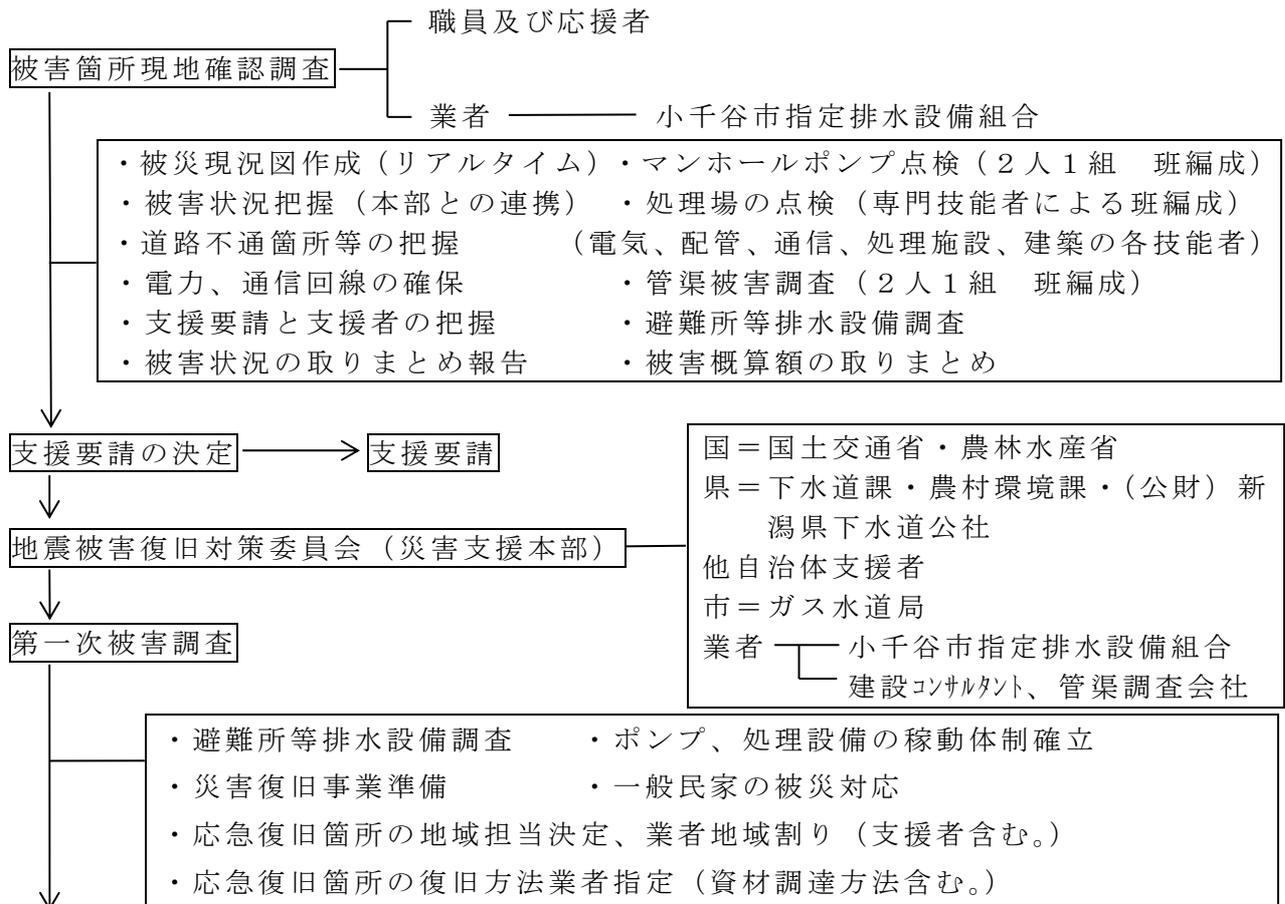
実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に支援、応援を依頼する。 ・ 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受入れ態勢を作る。 	県 協定市町村 協定事業者等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。 ・ 応援者の受入れ態勢を作る。 	協定他県 協定政令市 協定事業者等

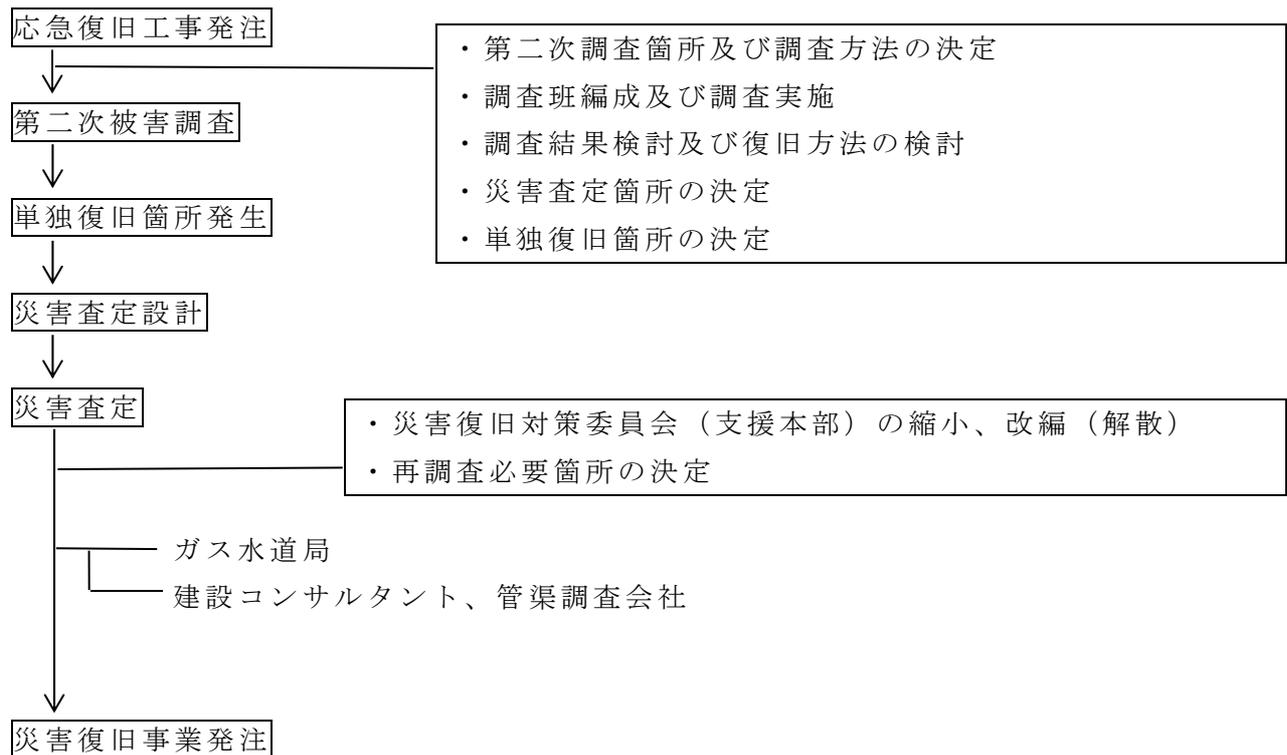
(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 ・ 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、下水道等施設等の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に本復旧状況を周知する。 ・ 避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。 	県、協定市町村、 (地共)日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。 ・ 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 ・ 本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 ・ 地域住民等に市町村を通じて本復旧状況を周知する。 ・ 避難所等に連絡する下水道を優先的に復旧する。 	流域関連市町村、 (公財)新潟県下水道公社、(地共)日本下水道事業団、 (一社)地域環境資源センター、(公社)日本下水道管路管理業協会、 (一社)新潟県下水道維持改築協会
(公財)新潟県下水道公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の指示に基づき、本復旧に協力、流域下水道施設利用を再開する。 ・ 県の指示に基づき、仮設用資材調達に務める。 	本部、支所等
(公社)日本下水道協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 	本部、支部等
(地共)日本下水道事業団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 	本部、他県支部等
(一社)地域環境資源センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。 (農業集落排水関係) 	本部

ンター		
(公社)日本 下水道管路 管理業協会	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部、他県支部等
(一社)新潟 県下水道維 持改築協会	・ 県、市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
小千谷市指 定排水設備 組合	・ 市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
処理場・ポン プ施設管理 受託業者	・ 市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

5 応急対策フロー





6 災害時の組織体制

(1) 災害発生初期の体制と執務事務分掌

ア 災害発生初期における執務体制

(ア) 速やかな初期対応を図るため、事務室体制の整備と迅速な執務分掌の系統化を図る。

(イ) 管内図・下水道竣工図・下水道台帳・住宅明細図等について、電子データを含めて準備を行う。

(ウ) 即時に現場出動ができるよう無線機、調査器具等の準備を行う。

イ 災害時事務分掌を別に定め、迅速な対応を図る。

(2) 緊急災害時通信体制の確立と初期執務内容

ア 非常招集した職員及び応援者は、被災地及び被災（被害）状況の把握に努める。

(ア) 被災場所、道路状況及び被災（被害）状況の把握に努める。

(イ) 被害通報及び被害調査資料をもとに、被害箇所の図面作成を行う。ただし、情報の混乱が予想されることから情報源は明記しておくものとする。

(ウ) 現地出動確認は二次災害防止のため、2人1班体制での出動とする。

イ 被害状況のとりまとめを行い、上部団体、近隣市町、友誼団体等との連絡体制を確立し、必要により支援要請を行う。

(ア) 他市町村の状況及び主要道路、橋梁等の被害状況の把握を行う。

(イ) 業者及び関連施設への連絡体制の確立と支援要請を行う。

(ウ) 出動要請時に稼動可能な人員・バキューム車等の把握と必要数量の把握を行う。

(エ) 関連施設については受入れの可否、量等の把握を行う。

[関連施設：清流園、長岡浄化センターほか近隣流域浄化センター等]

(オ) マンホールポンプは、風水害発生時に停電が予想されることから、発電機（含

燃料)の確保と輸送準備を行う。

(カ) 使用可能なポンプ及び処理機械設備の代替えの確保と輸送準備を行う。

7 被害調査の方法

(1) 被害調査と運転

ア 被害調査は、電気、配管設備、建築、通信等の専門分野にまたがるので各組合に対し、マンホールポンプ施設、処理場の調査支援を要請し、調査を行う。

イ ポンプ及び配管系等、処理槽、電気系統、機械設備等の点検を行い、破損時は代替機器の手配を行う。

ウ 試験成績が良好ならば下流状況を確認し運転を行う。

エ 被災による停電時は復旧見込みを確認し、仮設電力による運転を行う。

(2) 使用不能な施設の対処

ア 使用不能な施設にあつては、流入地区に対し、使用停止と仮設トイレを設置し、その利用を拡大する。

イ 流入が著しい場合は、バキュームによる汲取りを行い、受入れ可能施設又はストックヤードへの搬送を行う。

8 下水道施設の応急対策

(1) 被害調査体制の確立と基本方針

被害調査は、被害箇所確認・第一次・第二次被害調査の3次に渡る調査を基本として、関係機関の支援を受けて実施する。

ア 被害直後は、被害箇所の把握を中心に2人1組で調査を行う。

(被害箇所現地確認は3日間を目途に行う。)

イ 第一次被害調査は、支援者を含め4人1組の班編成で調査を行う。

(ア) 管渠調査は、処理区、幹線系統別に地域割を行って調査を実施する。

(イ) 第一次被害調査は、10日間を目途とする。

ウ 管渠調査の留意点

(ア) 目視、ミラー等により管渠及びマンホール破損箇所等の調査を行う。

(イ) 管渠及びマンホール調査

a 専門家、県及び下水道事業団、公社等の技術者の指導により、支援者を加えて、管渠及びマンホールの被害状況調査を実施し、被害状況台帳及び図面を作成する。

b 調査時にはカメラを携行し、写真撮影を行う。

(ウ) 河川関係の調査

河川からの侵入水を確認した場合は、県と協議の上、必要に応じゲート閉塞を実施する。

(エ) 被害調査時の滞留汚水等は処理施設へ搬送することを基本とするが、不可能な場合はストックヤードに貯留するよう務める。

(2) 応急対策

ア 第一次・第二次被害調査(TVカメラ調査等)のため、管渠及び処理施設等の汚

水及び汚泥等の汲取汚水の搬入先を確保する。

イ 幹線及び浄化センターが正常の場合は、マンホールより投入するものとするが、長岡浄化センターと綿密な打合せを行い、了解を得るものとする。

ウ 浄化センターが処理不能な場合は、清流園又は農集排処理場への搬送をするものとする。

エ 上記がすべて不可能な場合は、他市町村への搬送を要請する。

(県及び長岡浄化センターと協議の後、他市町村へ要請する。)

この際、道路状況等慎重な把握を要する。

オ 調査結果をもとに応急復旧箇所等を決定する。

カ 応急復旧必要箇所は、支援業者による復旧を行う。

(3) 被災施設の対応

ア 被災管路住民に対し、使用停止の広報を行うとともに、仮設トイレを設置する。

イ 被災箇所での汚水流出がある場合は、バキュームあるいは仮設排水工事を実施する。

ウ 仮設排水工事を行う必要が確認された場合は、汚水ポンプ、非常用発電機、ホース等の必要資材をできるだけ早く手配し、施工業者と連携を密にしながら応急復旧工事を実施する。

9 下水道施設の復旧計画

市は必要により上部団体、専門家と「下水道災害復旧対策委員会」を組織し、仮復旧及び本復旧の検討を行い、適切な復旧基本計画、支援計画等を作成する。ただし、上部機関による支援本部が設置された時は、その指示に従う。

(1) 第二次被害調査は、災害査定のため、TVカメラにより被災箇所特定と被災資料作成の撮影を行う。

ア 撮影資料をもとに査定設計書を作成する。

イ 災害査定後、必要箇所は再度TVカメラ調査を実施する。

(7) 冬季間は降雪、交通手段確保等を勘案して作業時間を決定する。

(イ) 被害状況により連絡体制、交通手段を検討する。

(ウ) 無線及びカメラを携帯する。

(保有台数が少ないため、支援団体から借用をする。)

(2) 復旧計画の策定

ア 市及び下水道地震災害復旧対策委員会は、できるだけ速やかに災害復旧計画を策定する。

イ 第一次及び第二次被害調査に基づき応急復旧箇所を選定し、地震災害復旧計画に基づき復旧体制を確立する。

ウ 応急復旧範囲(箇所)の確認を行い、支援(他市町村工事業者等)要請員数を把握し、支援要請を行う。

エ 応急復旧工事は、支援グループごとに工事区間(箇所)を調整して工事を実施する。

(3) 支援者宿泊所等の手配

市内宿泊所及び近隣市町の宿泊所の割当てを行う。

[宿泊先・宿泊可能人員数・設備利用可能状況等を事前確認する。]

(4) 災害査定と本復旧

ア 準備

下水道災害復旧事業の災害査定に向け、被災状況及び写真の整理を行い、TVカメラ検査必要箇所及び延長を決定する。

イ 災害査定路線にTVカメラ導入検査を実施する。

専門家（業者）に管渠のTVカメラ検査を委託実施する。

（TVカメラ保有業者の確保・手配）

ウ 災害査定計画

(ア) 下水道地震災害復旧対策委員会の指示のもとに災害査定設計を進める。

(イ) 被害状況詳細写真及びTVカメラ資料の整理を行い、災害査定準備を進める。

エ 災害査定

災害指定がなされたときは、国県の指導により査定を受ける。

オ 本復旧工事体制の確立

(ア) 査定設計及び災害査定と並行しながら、単独復旧路線の工事発注を行う。

(イ) 災害認定路線は早期に事業着手できるよう準備を進める。

カ 下水道災害復旧対策委員会の解散

災害査定の完了をもって下水道災害復旧対策委員会を解散する。

10 緊急時の仮設資機材等の確保、備蓄物資の配置計画等

- (1) 緊急時の仮設資機材等については、自ら確保に努めるほか、市排水設備等指定工事店、処理場・ポンプ施設管理受託業者、近隣市町・業者等に要請して確保する。
- (2) 備蓄物資は自ら管理する農集排処理場等に保管するほか、その他の市施設、市排水設備等指定工事店、処理場・ポンプ施設管理受託業者に要請して配置する。
- (3) 仮設資機材、備蓄物資のリストを作成しておく。

第37節 工業用水道施設応急対策

【災害対策本部担当部】 ガス水道部

1 計画の方針

○ 基本方針

市は、風水害が発生した場合の産業に与える影響を考慮し、施設の早期復旧を図る。復旧に当たっては、被害状況を把握して二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水確保に向けて、順次施設を復旧することとする。なお、この節に定めるほかは、前節「給水・上水道施設応急対策」に準じる。

2 業務の内容

(1) 応急対策

風水害発生後直ちに、別に定める非常招集系統により職員を招集し、被害状況を把握し応急復旧措置を円滑、適切に行うため、対策本部を設置し、災害対策事務分掌により応急作業を迅速的確に実施する。

ア 被害状況の把握

風水害発生後速やかに、パトロールの実施等により情報収集を行い、施設の運転状況及び被害状況を的確に把握する。

イ 応急措置

被害状況の把握により、応急措置が必要と判断される場合は、直ちに給水停止等の適切な措置を講じ、被害の拡大防止を最優先に図る。

(2) 復旧計画

水源（取水）施設、導水施設、浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要需要家に至る送配水管、給水装置を復旧する。

(3) 広域応援体制

ア 協力会社と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確立し、必要があるときは、市外の水道工事業者等に応援、協力を求める。

イ 協力会社、水道資機材取扱業者及び防災関係機関に、応急復旧活動の協力を求める。

(4) 需要家への連絡等

施設が被災した場合は、速やかに施設の点検を行い、被害状況を把握し、復旧の見通しについて需要家に連絡し、復旧計画について協議する。

なお、上水道施設が被災し、速やかな給水活動等に支障が生じた場合は、工業用水の飲料及び生活用水としての利用について、需要家と協議する。

第38節 危険物等施設の応急対策

【災害対策本部担当部】 ○消防救急部、危機管理部、情報財政部

1 計画の方針

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 事業者等

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ 消防本部等

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

ウ 市

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。

エ 県

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(2) 達成目標

風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

(3) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ要配慮者の避難等を実施する。

(4) 積雪期における対応

積雪期の風水害における危険物災害は、危険物の漏えい等の発見の困難が予想されることから、施設の関係者及び取扱者は、早期に点検を実施するとともに、被害状況を調査し、災害による被害を最小限に食い止め周辺住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	消防本部	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
消防本部	市 県 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	市 消防本部 県 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・ 関東東北産業保安監督部東北支部 ・ 北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

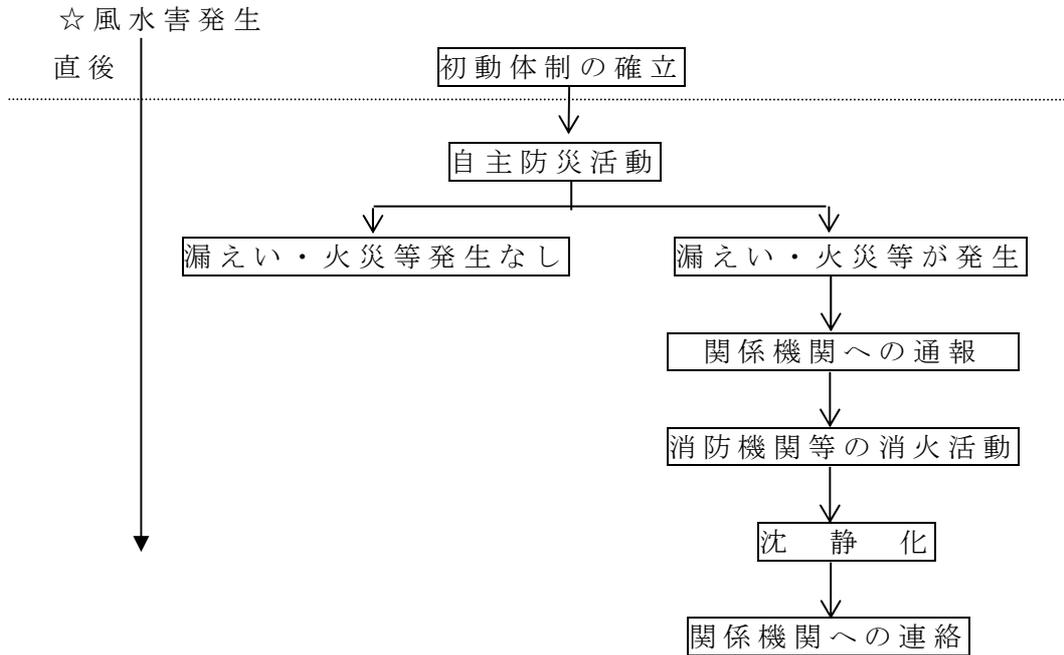
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 消防本部	・ 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・ 災害広報及び避難誘導の要請
消防本部	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

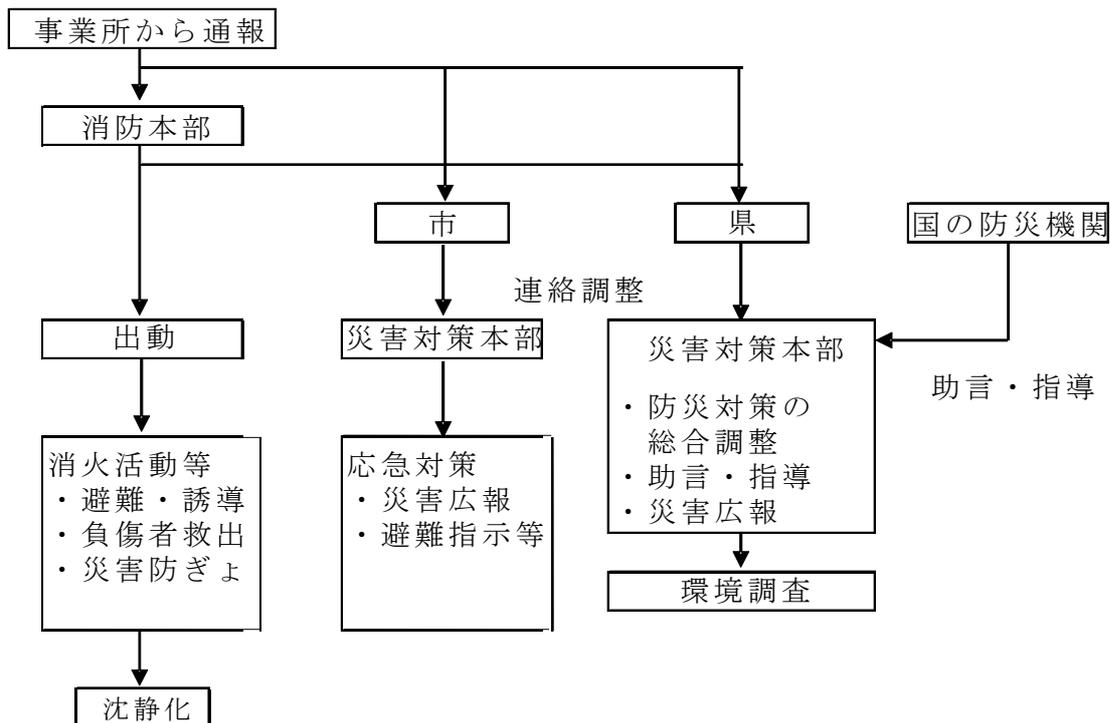
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	市 災害発生事業所	・ 災害広報及び避難誘導の要請 ・ 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・市における業務の体系



4 業務の内容

(1) 風水害発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 風水害により被害を受けた場合、消防、県警察 	消防本部 県警察

	<p>等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 ・危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。 ・危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。 	隣接事業所
市	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行う。 	
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、小千谷市消防計画に基づき防ぎよ活動を実施する。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。 	

(2) 風水害発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
火薬類取扱事業所 高圧ガス取扱事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講じる。 ・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。 ・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排 	消防本部 警察 隣接事業所 関係団体

<p>有害物質取扱事業所</p> <p>放射線施設等の管理者</p>	<p>出、公共用水域への流出、地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示（緊急）、被害状況調査を行う。</p> <p>・放射線の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、周辺を危険区域に設定し、関係者以外の者の立入りを禁止するとともに、放射線被害を受けた者又はそのおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう指示する。</p>	
<p>市</p>	<p>・知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</p> <p>・毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収又は毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。</p> <p>・有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</p>	
<p>消防本部</p>	<p>・危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、消防法の規定に基づき当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</p>	
<p>高圧ガス関係協会</p>	<p>・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。</p>	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>市民</p>	<p>・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防本部、県警察等の関係機関に通報連絡する。</p>	
<p>事業所</p>	<p>・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。</p>	

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講じる。 ・ 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。 	
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小千谷市消防計画に基づき災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。 	
国及び県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 ・ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。 	

(4) 住民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。 	県 市 消防本部 事業所
市及び消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び緊急告知ラジオ等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。 	

第39節 道路・橋梁・トンネル応急対策

【災害対策本部担当部】 ○建設部、農林部

1 計画の方針

○ 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送等その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

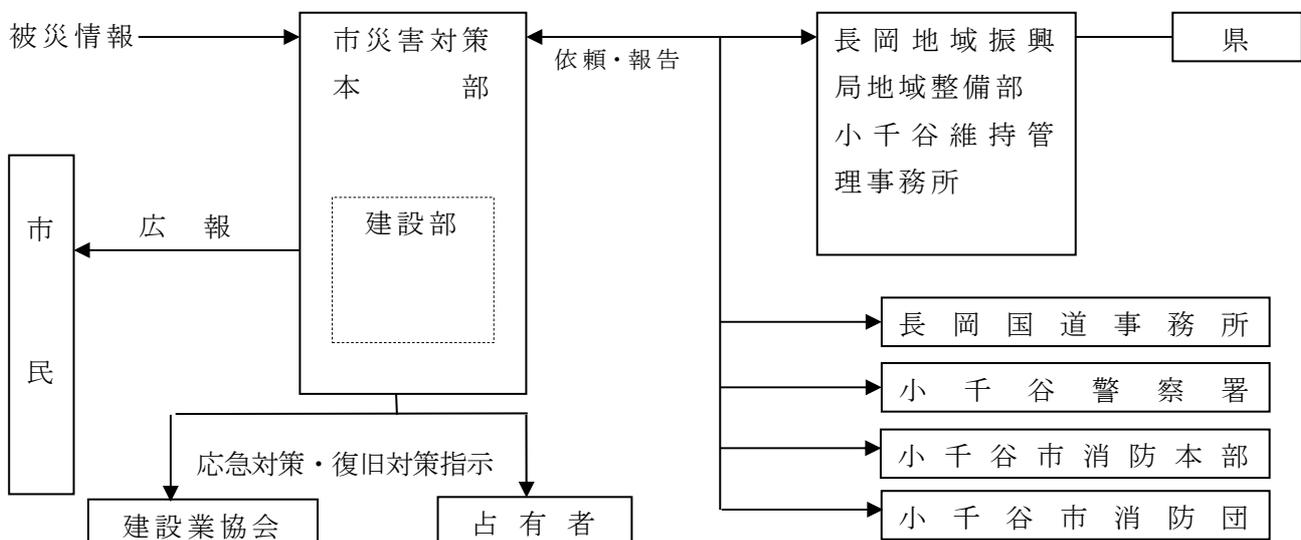
情報発信者 → 情報受信者			主な情報内容
道路パトロール	道路管理者	市災害対策本部	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響等
地域の建設業者等			
市民			

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者			主な情報内容
市災害対策本部	道路管理者	関係機関	被災状況、復旧見込み
		地域住民	道路情報

3 業務の体系

応急対策は、災害発生後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策及び復旧対策を行うものとする。



4 道路・橋梁・トンネル等応急対策計画

(1) 基本方針

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路について応急対策等を迅速かつ的確に行う。

(2) 応急対策

ア 被害状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、消防防災ヘリコプター等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等からの道路情報を収集する。

イ 緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急点検に基づき、交通規制等の緊急措置を実施するとともに、緊急通行車両等の通行のために道路啓開を実施し、原則として2車線を確保する。

(ア) 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、必要に応じて迂回路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(イ) 道路啓開

- a 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により道路啓開を行う。
- b 道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合は、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。
- c 道路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとる。

(ロ) 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点及びその他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援等を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 応急復旧工事は、道路啓開の後に、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

(イ) 道路管理者は、建設業協会との間の応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(ロ) 応援、協力要請

応援対策実施責任者が所管の資機材又は労力をもってしても応急対策が実施できないときは、実施責任者相互において融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

なお、相互の応援協力要請を行う場合は、資機材の種類及び数量、職種別人員機関、場所、作業内容及びその他の参考事項を明示して行う。

(エ) 防災機関等への連絡

道路管理者は、風水害による道路の被害状況、措置状況の情報を、復旧見込み状況を、各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(オ) 交通規制

風水害発生と同時に小千谷警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有パトロールカー等により、通行者に対し道路情報等を提供する。

(カ) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとった後、速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

5 基幹農道、主要林道及び橋梁施設応急対策

市は、特に集落との連絡農道及び林道についてその交通を確保するため、被災状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業及び障害物の除去等について、各集落等と連携を図り応急復旧、障害物除去を行い交通の確保に努める。

農道及び林道の管理者は、各々の農道・林道の被災状況、障害物等を調査し、その結果を県、市及び関係機関等に通報するとともに、通行が危険な箇所については通行禁止等の措置を講じる。

6 交通安全施設応急対策

交通安全施設は、交通安全対策上特に重要な施設であることから、市は管理者である公安委員会と連携を図りながら早期に応急復旧対策の実施を図り、その機能回復を図る。

7 市民に対する広報

道路及び橋梁の被災程度により、市は各道路管理者と連携のもと市民の安全の確保、民生の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を実施する。

- (1) 施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、復旧の見通しなどに関する事項
- (4) その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

8 積雪期の対応

各防災関係機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化し、次に掲げる応急対策により道路交通を確保

する。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

(2) 緊急措置及び応急復旧

積雪時においては、雪崩の発生及びそれに伴う河川の堰止めとその後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分把握し、的確かつ迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

雪崩災害が発生した場合は、避難所、避難路の確保及び孤立集落を解消するため、優先して除雪を行う。

9 他の道路管理者等との相互協力

(1) 道路管理者は、災害により道路が損壊した場合は、必要な交通の確保のため、県及び北陸地方整備局（長岡国道事務所）と道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努める。

(2) 道路管理者は、周辺市町と緊急輸送道路の応急復旧に合わせた道路の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

(3) 道路管理者は、鉄道事業者等と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行う。

第40節 土砂災害・斜面災害応急対策

【災害対策本部担当部】○建設部、農林部

1 計画の方針

○ 基本方針

治山、砂防等の管理者は、風水害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(1) 各主体の責務

ア 市民

治山・砂防施設の被災、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。
また、身体の危険を感じた場合は、自主的に避難を行う。

イ 市

住民等から土砂災害等の通報を受けたとき又はパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難誘導情報の発令、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、施設管理者、地域の自主防災組織、地区振興会、町内会等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
市民、警察、消防 → 市	被害情報、危険箇所等の情報
市 → 県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市 → 事業所等	調査・応急対策工事指示
県 → 国	被害情報危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県・国	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市	市民・警察、消防	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

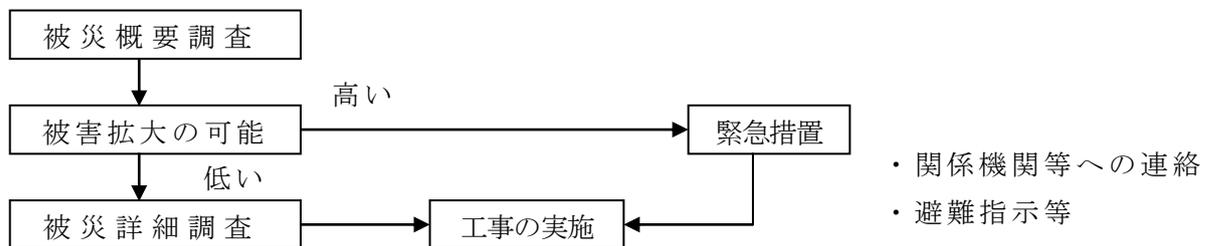
3 業務の体系

◎土砂災害の発生

(土砂災害等の調査)

(応急対策工事)

(避難等)



4 業務の内容

風水害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害防止等の観点から応急対策を実施する。

(1) 点検

各施設管理者は、風水害等による被害の実態を把握して、応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。また、市民等からの連絡又はパトロール等により土砂災害等を確認した場合も同様に対応する。

(2) 応急対策

点検において異常や被災が確認された施設については、二次災害防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び小千谷市建設業協会と緊密な連携の下に人的な被害を拡大させないよう、各施設管理者は次に記す施設別に適切な措置を講じる。

ア 林道・治山施設

(ア) 被害状況の把握

a 市、長岡地域振興局農林振興部等は、森林組合等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況を把握するとともに、長岡地域振興局農林振興部を通じ県農林水産部に報告する。

b 県農林水産部は、林道・治山施設の被害状況を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

(イ) 応急対策

a 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、災害査定前着工の申請手続の指示及び指導を行う。

b 市、県及び森林組合等は、林道・治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じる。

(a) 山腹崩壊、地滑り、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速的な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）を講じる。

(b) 地滑り又は亀裂が生じた場合は、シートで覆うなどその拡大防止

(c) 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民の協力を得て速やかな除去

(d) 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止等の措置

(ウ) 長岡地域振興局農林振興部は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて市に対し危険防止等の助言を行う。

イ 地すべり防止施設

(ア) 危険区域に位置する人家集落及び関係機関への連絡、通報

風水害を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

(イ) 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家集落に危険が及ぶと推察される場合は、県警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

(ウ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

(エ) 被災他の巡視等危険防止のための監視

風水害により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(オ) その他地すべり防止施設の管理に関する事項の調整

その他地すべり防止施設の管理に関する事項の調整は、国、県、市が協議して行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

風水害等により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、そのおそれが生じた場合には、危険な箇所が存在する人家集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

風水害等により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて県警察、消防団等関係者への警戒避難

等に関する助言を行う。

(ウ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(エ) 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整

風水害等によって発生する急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設の被害について、近接する公共施設等管理者との対策をはじめとした、急傾斜地崩壊防止施設の管理にかかわる事項について調整を行う。

エ 砂防施設

(ア) 砂防施設下流の人家集落及び関係機関への連絡、通報

大量の降雨があった場合は、出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家集落並びに市及び関係機関へ連絡通報し、注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

大量の降雨があった場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに地元住民を通して河川の濁りの変化や水量の変化等に注意をはらって、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(ウ) 砂防施設の管理に関する事項の調整

砂防施設の管理に関する事項については、風水害によって被害を受けた砂防施設と関連する他の所管施設との管理にかかわる調整及び市との協議等事項の調整を行う。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

5 市民に対する広報

砂防施設、地すべり防止施設等は被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと住民の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。また市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は住民に対し、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

6 積雪期の対応

(1) 市は、避難時の移動の困難を考慮し地域の消防団、自主防災組織、地区振興会、町内会等と連携し、避難支援活動を行うとともに、除雪委託業者、小千谷市建設業協会と連携し、除雪や障害物の除去を実施する。

(2) 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制等の整備に関し支援する。

第4節 河川の応急対策

【災害対策本部担当部】 建設部

1 計画の方針

○ 基本方針

河川管理者は、風水害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

各主体の責務

ア 市民

河川の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関、警察署へ連絡する。

イ 市

住民等から河川の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により河川の被災を確認したときは、県へ連絡する。

また、河川の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県・国

県・国は、風水害による河川の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整え、るとともに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

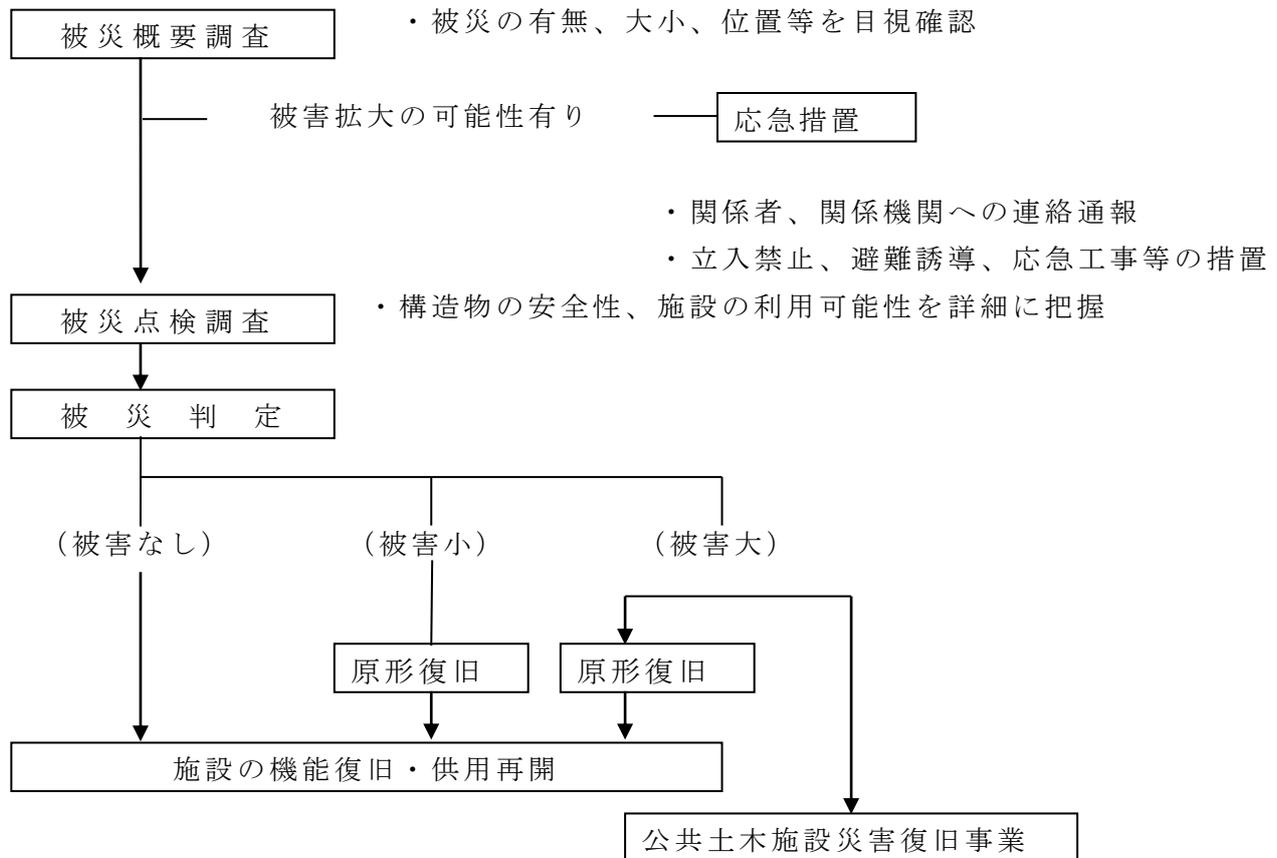
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
市民、県警察、消防 → 市	施設被災の通報	
市 → 県	詳細な施設被災情報	
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	点検実施状況、点検結果（被災状況）、緊急復旧情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県 → 市、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
市 → 市民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難指示等の発令

3 業務の体系

★風水害発生



4 応急対策

応急対策は、風水害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害防止等の観点から次の応急対策を実施する。

(○河川関係重要水防箇所、水防上危険な構造物…………… 資料編参照)

(1) 点検

風水害が発生した場合、各施設管理者は、風水害による被害の実態を把握して、応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2) 応急対策

施設管理者は、点検において異常や被災が確認された施設について二次災害防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び小千谷市建設業協会と密接な連絡のもとに人的な被害を拡大させないように、次のとおり適切な措置を講じる。

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、大量降雨による出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施

設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所を締切り工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、風水害を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、風水害により被災した施設のある施設管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行って二次的な災害の発生につながらないように努める。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

風水害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流域住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

風水害直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。そのため、河川管理に関する事項の調整にあたってはできる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

5 市民に対する広報

河川は、被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと市民の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。また市は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は住民に対し、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

6 積雪期の対応

積雪期では、雪が障害となり、河川の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と事前協議しておく。

第4節 鉄道事業者の応急対策

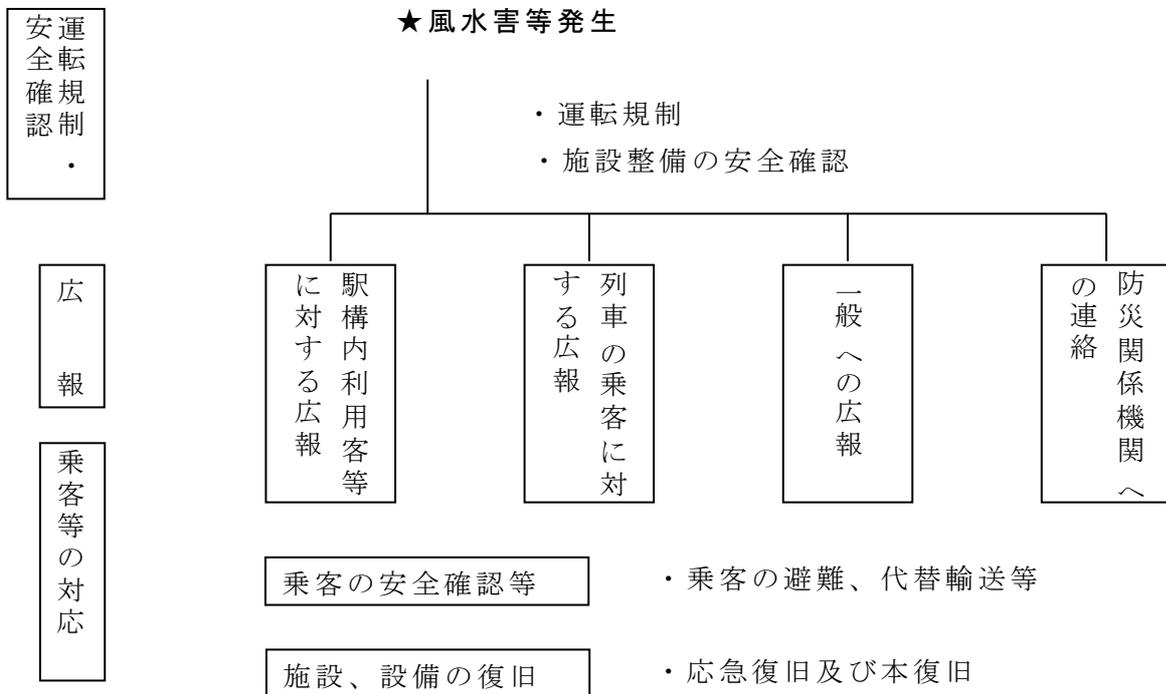
【災害対策本部担当部】 総務部

1 計画の方針

○ 基本方針

JR東日本及びJR貨物は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。また、信濃川発電所の山本山調整池等に影響が予想される場合は事態に応じた対応に努める。

2 鉄道施設応急対策フロー図



3 業務の内容

(1) 運転規制

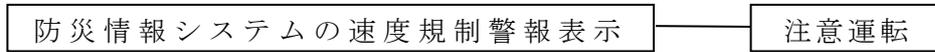
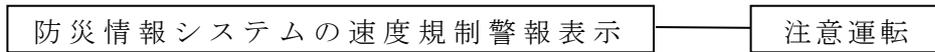
風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 強風の取扱い

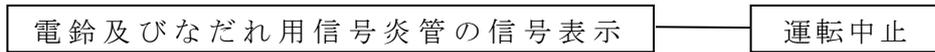
風速 20 m / s 以上	—	早目運転規制区間注意運転	—	一般運転規制区間通常運転
風速 25 m / s 以上	—	早目運転規制区間運転中止	—	一般運転規制区間注意運転
風速 30 m / s 以上	—	早目運転規制区間運転中止	—	一般運転規制区間運転中止

イ 豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、運転規制区間ごとの運転基準を定める。



ウ なだれ発生時の取扱い



(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は、県、市、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強

(5) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたてて実施する。

ア 建設機材の現状把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し、技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

(6) 住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、有線放送設備により積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

(7) 市・県等への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市・県・関係機関へ報告する。

（○鉄道事業者連絡先 …………… 資料編参照）

第43節 農地・農業用施設等の応急対策

【災害対策本部担当部】 農林部

1 計画の方針

○ 基本方針

(1) 各主体の責務

ア 市

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 県

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する

ウ 土地改良区・施設管理者等

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、市と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(2) 達成目標

ア 緊急的な被災状況の把握を随時行う。

イ 避難指示等解除後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講じる。

ウ 緊急的に機能回復を行う必要がある施設等については、災害発生後速やかに応急復旧を行う。

エ 防災重点農業用ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

対象災害	大雨特別警報に係る大雨
緊急点検	目視による外観点検（大雨特別警報が解除され次第、速やかに実施。ただし、緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、安全が確保され次第、実施）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

(3) 災害発生の未然防止活動

ア 施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合に実施する緊急点検において、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行う。

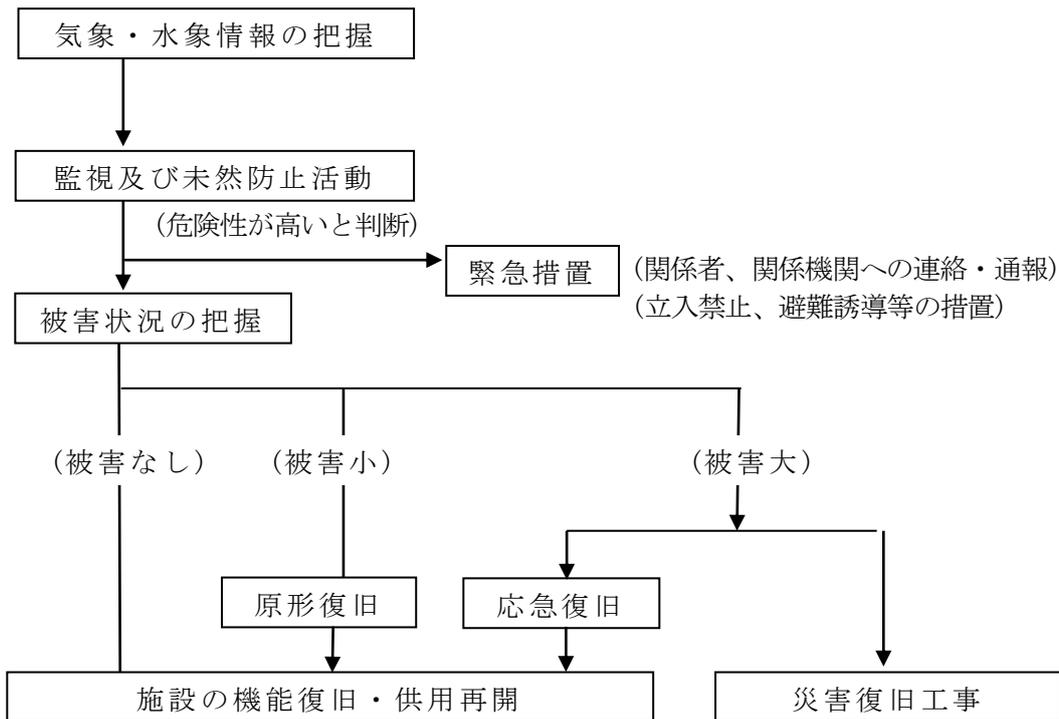
イ 用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときには、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知

するとともに住民に周知させる。

(4) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 ・二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。 	土地改良区 県 関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・危険性が高い箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 ・災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。 	土地改良区 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 ・パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 	市 県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・締切工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受けるなど、支援可能な関係機関に依頼し、必要台数を確保する。 	土地改良区 県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 ・不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受けるなど、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。 	市 県 他関係機関 建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。 	土地改良区 県 他関係機関 建設業協会等
土地改良区 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 ・通行が危険な道路については市、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。 	市 県 他関係機関 建設業協会等

第4節 農林水産業施設等応急対策

【災害対策本部担当部】 農林部

1 計画の方針

○ 基本方針

風水害により農林水産業施設に被害を受けた場合は、各施設管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図る。

(1) 各主体の責務

ア 農林水産業生産者、農林水産業用施設の所有者・管理者

(ア) 風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等、自助の対応を心懸ける。風水害・雪害が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講じる。

(イ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

(ウ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

イ 関係団体の責務

(ア) 農業協同組合

農業組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行う。

(イ) 農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市に情報提供するとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力する。

(ウ) 森林組合

a 市、県地域振興局等と相互に連携して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、市、県地域振興局へ報告する。

b 市、県地域振興局等と相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(エ) 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に連携し、把握する。

ウ 市

(ア) 関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県地域振興局等に報告する。

- (イ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- (ウ) 県、関係団体等と相互に連携し、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ 県

- (ア) 県地域振興局等は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。
 - (イ) 県地域振興局等は、必要に応じ市、関係団体へ連絡要員を派遣及び二次災害防止等の助言を行う。
 - (ウ) 県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。
 - (エ) 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。
- (2) 積雪期の対応
- 市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。農林水産業施設等については、冬期間は概ね雪下にある確認が困難であるが、必要に応じ除雪等を実施し、被害の確認に努める。

2 情報の流れ

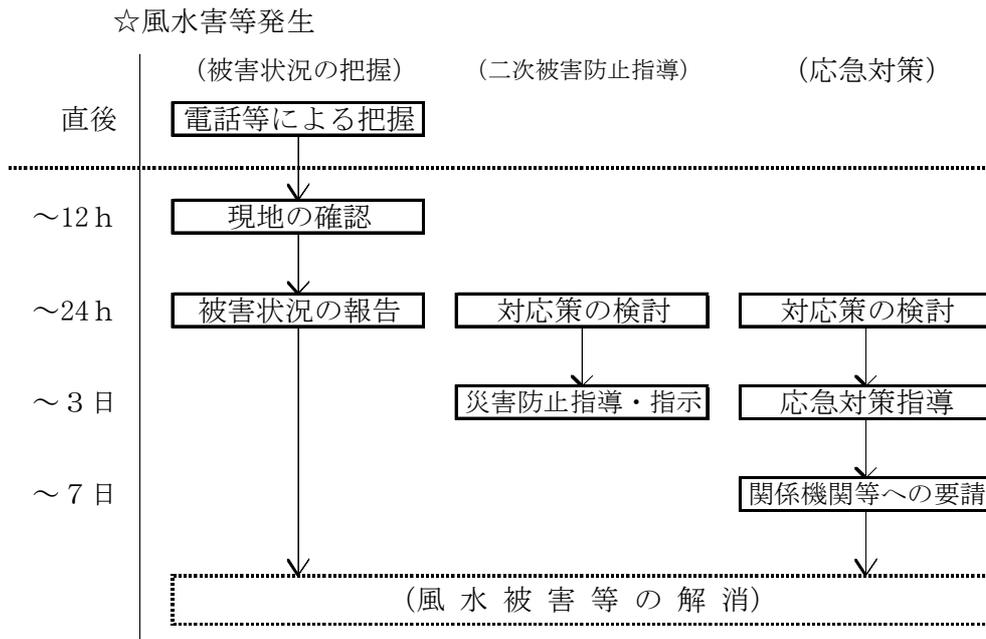
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	被害状況、被災者ニーズ
市	県地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
県地域振興局	県農林水産部	集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県農林水産部	県地域振興局	応急対策等の内容
県地域振興局	市	具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況を把握(雪害時にあつては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、地域振興局農林振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県(地域振興局)	市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。	市
県	県農林水産部は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	農業協同組合、農業共済組合等

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	<p>農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 ・ 農業用燃料の漏出防止措置 ・ 農薬の漏出防止措置 ・ 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防 	農業協同組合、農業共済組合等

	止措置 ・農舎、農業施設等の火災防止措置	
--	-------------------------	--

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市・県(地域振興局)	農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。 ・農作物の病虫害発生予防のための措置 ・病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ・応急対策用農業用資機材の円滑な供給 ・農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 ・種苗の供給体制の確保 ・農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	農業用施設の被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	J A 全農新潟県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握、二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	市と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	家畜飼養者の被害状況を把握し、県に報告する。	農業協同組合、農業共済組合
県	市の協力を得ながら、被災地域の振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市、全農新潟県本部、県酪農業協同組合連合会、県農業共済組合連合会、公益社団法人新潟県畜産協会、公益社団法人新潟県獣医師会

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同	市からの指示、依頼を受け、二次災害防止対策に協力	

組合、農業共済組合	する。	
市	<p>家畜飼養者、農業協同組合等に次の二次災害防止対策を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜舎の二次倒壊防止措置 ・ 停電発生農場への電源供給 ・ 生存家畜の救出 ・ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置 	農業協同組合、農業共済組合
県	<p>二次災害防止、応急対策の調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害防止対策への協力 ・ 関係機関、団体への協力要請 	市、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、県農業共済組合連合会、公益法人社団新潟県畜産協会、公益社団法人新潟県獣医師会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	県が実施する応急対策に協力する。	
県	<p>市の協力を得ながら、次の応急対策を講じる。</p> <p>○死亡・廃用家畜の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡家畜の受入体制確保 ・ 死亡家畜の埋却許可 ・ 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 <p>・ 家畜廃用認定</p> <p>・ 家畜緊急輸送</p> <p>○家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜飼養者に対する衛生指導 ・ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・ 家畜伝染病予防接種体制の確保 	<p>新潟県化製興業(株) 福祉保健部、新潟市 県食肉衛生検査 センター、新潟市 県農業共済組 合連合会、 県家畜商協同組合</p> <p>農業協同組合 農業共済組合 公益社団法人新 潟県畜産協会、 公益社団法人新 潟県獣医師会</p>

	<p>○動物用医薬品及び飼料等の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給 ・家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給 	<p>県動物薬品器材協会、公益社団法人新潟県獣医師会 全農県本部、県酪農業協同組合連合会、飼料卸商組合 公益社団法人新潟県獣医師会</p>
--	--	---

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	市・関係団体へ被害状況及び緊急措置を報告する。また、近隣の生産者等は、県が協力依頼した関係団体と連携し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	市、県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を報告するとともに、市・県地域振興局等と連携しながら、情報を収集する。	市、県地域振興局
市	県地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を報告するとともに、関係団体と連携しながら、被害状況を収集する。	関係団体、県地域振興局
県地域振興局	県農林水産部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ報告するとともに、市・関係団体と連携しながら、被害情報を収集する。また、必要に応じて連絡要員を派遣する。	市、関係団体
県農林水産部（林政課）	地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめるとともに、必要に応じ、さらに被害情報を収集する。また、必要に応じて連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体
関係団体	市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、県地域振興局
市	緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導又は指示を行う。	県地域振興局等

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒木等の除去 ・ 林業等関係施設の倒壊防止措置 ・ 燃料、ガス等漏出防止措置 	
県地域振興局	市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県農林水産部（林政課）	県地域振興局等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者、関係団体	林産物及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講じる。	県地域振興局 関係機関
関係団体 市 県地域振興局	相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆うなどの拡大防止措置 ・ 苗木・立木等及び林産物の病虫害発生予防措置 ・ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ・ 応急対策用資機材の円滑な供給 ・ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導 	
県農林水産部（林政課）	林産施設の被害状況により必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	漁業協同組合等と相互に連携して水産物及び水産施設の被害状況を把握し、被害状況を県農林水産部に報告する。	漁業協同組合 等
県農林水産部	市からの報告で水産物及び水産施設の被害状況を把握し、応急対策の総合的調整を行う。また、被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	水産物及び水産施設の被害状況により必要に応じ、二次災害を防止するために自ら実施又は漁業協同組合に対し、次の指導又は指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流失した養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協 	漁業協同組合

	力要請 ・養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置	
県	水産施設等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講じる。	漁業協同組合 連合会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市及び県	<p>漁業協同組合等と相互に連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の緊急措置を講じ、又は関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策用水産資材の円滑な供給 ・ 生育に悪影響を与えると考えられる養殖物等に付着した泥を可能な限り除去する。 ・ 土砂又は流木等により機能低下した河川工作物に設置された魚道の機能回復を図る。 	漁業協同組合
県	施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

第45節 商工業応急対策

【災害対策本部担当部】 調達部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害による企業・事業所の被害状況調査を実施し、被害件数、被害額等を把握するとともに、県へ被害状況を報告する。

また、現地相談窓口を設置し、被災中小企業の詳細な被害状況の把握と被災中小企業者の事業再開等に関する各種相談の受付や行政等の支援策を周知し、被災企業の早期復旧を図る。

各主体の責務

ア 企業・事業所

災害による事業中断を最小限にとどめるため、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ 商工団体

(ア) 会員・組合員等の被災状況を把握する。

(イ) 商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ 市

(ア) 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

(イ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

エ 県

(ア) 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(イ) 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

(ウ) 市を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

(エ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

(オ) 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

(カ) 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

(キ) 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ (オ)～(キ)は被災状況により対応

2 情報の流れ

(1) 被災地から

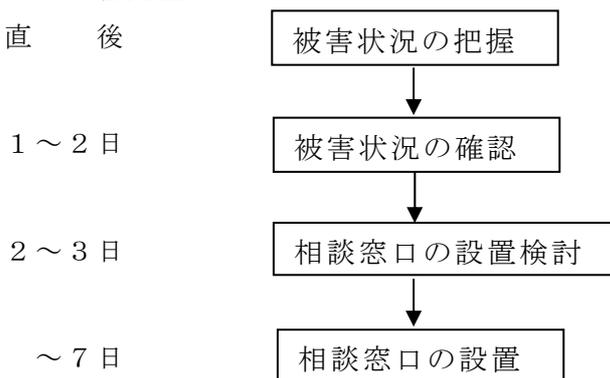
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
商工会議所・商工団体	市	被害状況
大規模小売店舗	市	被害状況
工業団地等進出企業	市	被害状況
観光関連施設	市	被害状況
市	県	被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
県	市・商工会議所	相談窓口の設置、支援策
市	企業・事業所	相談窓口の設置、支援策
商工会議所	企業・事業所	相談窓口の設置、支援策

3 業務の体系

☆風水害発生
直 後



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	市内の商工業の被害状況を調査し、県へ報告する。	企業・事業所 商工会議所、商工団体
商工会議所 商工団体	会員及び組合員等の被災状況を調査し、市へ報告する。	会員・組合員等
企業・事業所	企業・事業所の建物、被災状況を調査し、市及び商工会議所へ報告する。	

(2) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県	被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(財)にいがた産業創造機構、市、商工会議所、新潟県信用保証協会、政府系金融機関
市	県が設置する現地相談窓口の場所の提供等の協力をする。	商工会議所
商工会議所	県が設置する現地相談窓口の設置に協力する。	

第46節 応急住宅対策

【災害対策本部担当部】 建設部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を設置し被災者を受入れする。また、災害により住家が半壊し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。この場合、市は原則として県知事の委任を受けてこれを行う。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(1) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (イ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。
- (ウ) 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。
- (エ) 住宅の被害認定調査を実施し、早急な災害救助に努める。

イ 県の責務

- (ア) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。
- (イ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- (ウ) 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。
- (エ) 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

(2) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

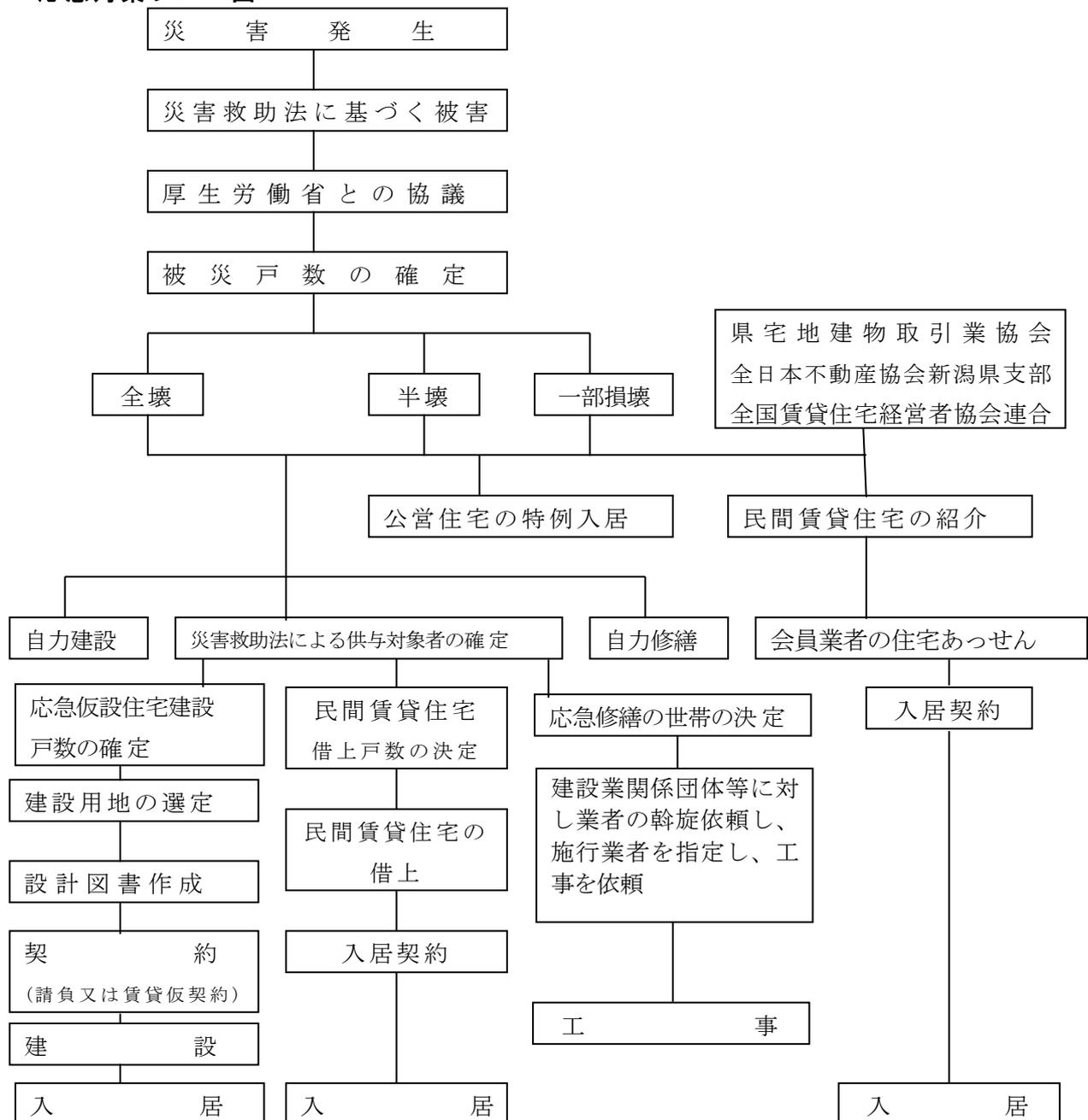
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
被災者	市	応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望 住宅の被害状況
市	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地

		応急修理希望世帯数等
--	--	------------

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市	応急仮設住宅の供与決定 応急修理事務の委任
市	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

3 応急対策フロー図



4 被災住宅の調査

実施主体	対 応	協力依頼先
県	<p>災害のため家屋が被災した場合は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市調査に基づく被災戸数（災害発生から1週間以内を目途に確定） ・被災地における住民の動向及び市の住宅に関する要望事項 ・市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 ・応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 ・その他住宅の応急対策実施上の必要な事項 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供給対象者を確定する。（災害発生から1週間以内を目途） ・住宅、宅地の被災状況 ・被災地における住民の動向 ・応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望 	県

5 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>1 建設による供与</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ア 建設用地の選定</p> <p>建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。</p> <p>イ 建物の規模及び費用</p> <p>(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。</p> <p>ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。</p> <p>(イ) 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。</p> <p>ウ 建設の時期</p> <p>災害が発生した日から、原則として20日以内に着工す</p>	<p>市</p> <p>(一社) プレハブ建築協会</p> <p>(一社) 新潟県建設業協会</p>

	<p>る。</p> <p>ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。</p> <p>応急仮設住宅の供与は、災害発生から2か月以内を目途とする。</p> <p>エ 二次災害への配慮</p> <p>応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>ア 知事は協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。</p> <p>ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。</p> <p>イ 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。</p> <p>(3) 協力要請</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>(4) 入居者の選定及び管理の委任</p> <p>応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。</p>	
市	<p>(1) 建設候補地の選定</p> <p>(ア) 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。</p> <p>建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。</p> <p>(イ) 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。</p> <p>(2) 入居者の選定及び管理</p> <p>入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。</p> <p>ア 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者</p> <p>(イ) 居住する住家がない者</p> <p>(ウ) 自らの資力では、住宅を確保することができない者</p>	

	<p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。</p> <p>ウ 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。</p>	
<p>県</p>	<p>2 民間賃貸住宅借上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p>	<p>市 (公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会</p>

6 被災住宅の応急修理

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>市</p>	<p>(1) 応急修理の対象者 ア 以下の全ての要件を満たす世帯 (ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。 (イ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊(準半壊)の被害を受けたこと。 (ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 (エ) 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用しないこと。</p> <p>イ 所得等の要件(大規模半壊の場合は所得等の要件なし) 前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯 災害のため住家が半壊(焼)若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが</p>	

	<p>できない者については、県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。</p> <p>(2) 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。</p> <p>(3) 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。</p> <p>(4) 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。 ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。</p> <p>(5) 応急修理の手続 別紙「応急修理事務手続き」を参照。</p> <p>(6) 制度の広報 市広報誌、市ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。</p>	
--	--	--

7 公営住宅の特例使用

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>県 市</p>	<p>ア 県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。</p> <p>イ 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。</p> <p>ウ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。</p>	<p>県 近隣市町村</p>

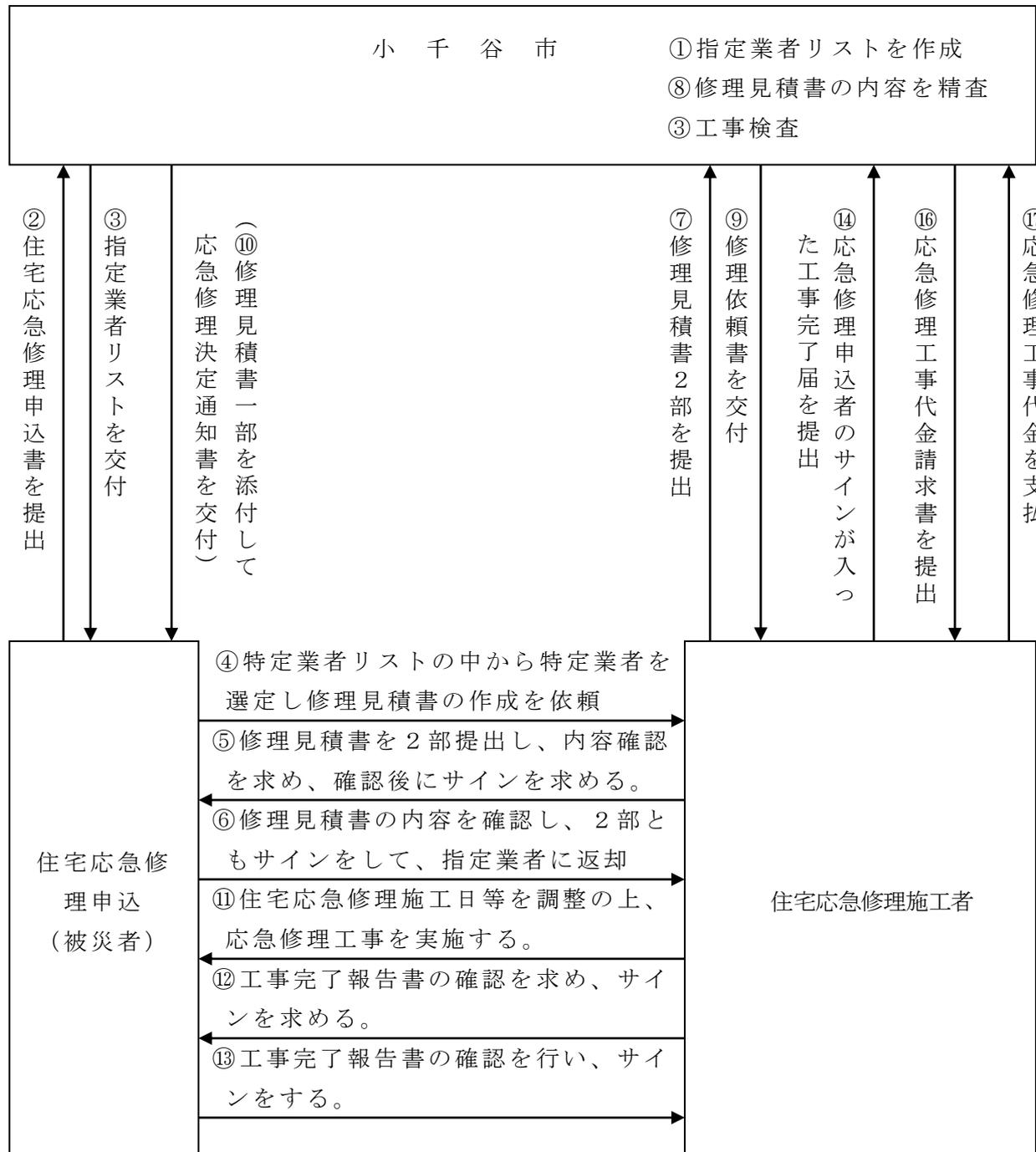
8 民間賃貸住宅の紹介・斡旋

実施主体	対 策	協力依頼先
県	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
(公社)新潟県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会新潟県本部	県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公社)新潟県宅地建物取引業協会 会員 (公社)全日本不動産協会新潟県本部
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

9 住宅建設資機材の斡旋

実施主体	対 策	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あつせん要請を行う。	新潟木材組合連合会 新潟県森林組合連合会 木材輸入商社・卸 隣接県

○ 応急修理事務手続き



- ※ 1 ⑤、⑥、⑦の修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- ※ 2 ⑪、⑫、⑬の工事完了報告書には、施工中及び施工後の工事写真を添付すること。
- ※ 3 ⑯ 応急修理工事代金請求書は、国制度、県制度ごとに別葉とすること。

第47節 ボランティアの受入れ計画

【災害対策本部担当部】 民生部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、市及び関係機関の協力により、災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

各主体の責務

ア 市社会福祉協議会

(ア) 災害が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや内に設置する。

(イ) 災害ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

(ウ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県社会福祉協議会、市内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ 市

(ア) 災害ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

(イ) 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

ウ 災害ボランティアセンター

(ア) 災害ボランティアセンターの運営や避難所などの施設運営にかかわるボランティアニーズの把握を行う。

(イ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

(ウ) 駆けつけたボランティアの受入れ、登録を行う。

(エ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分けを行う。

(オ) その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者 災害ボランティアセンター	避難所などにおけるボランティアニーズ

災害ボランティアセンター	市	集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
市	他の行政機関、関係団体	〃
県	協定先企業・団体	ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
協定先企業・団体	県	支援・協力予定情報
県、他の行政機関、関係団体	市	支援・協力予定情報
市	災害ボランティアセンター	支援・協力予定情報
災害ボランティアセンター	避難所、避難者	支援・協力予定情報

3 業務の体系

災害発生中	市社会福祉協議会対策本部の設置、情報の受発信
避難指示解除後 24時間以内	災害ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
避難指示解除後 2日目～	災害ボランティア受入広報の発信 ボランティアの受け入れ

4 業務の内容

(1) 災害ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 ・災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・運営に係る統括及び資金管理 	県社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 ・災害ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援 	市外の行政機関
新潟県災害ボランティア支援センター	・災害ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	全国・他県社会福祉協議会
県内NPO・日本	・災害ボランティアセンターに会員等を	県内外のNPO等

青年会議所北陸 信越地区新潟ブ ロック協議会	派遣し運営を支援	
------------------------------	----------	--

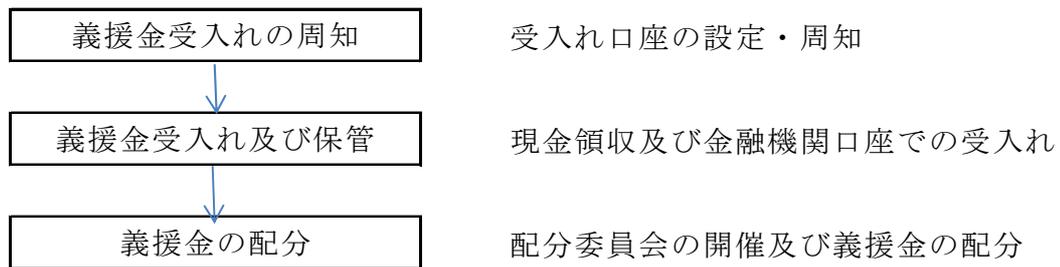
第48節 義援金の受入れ・配分計画

【災害対策本部担当部】 ○民生部、調達部

1 計画の方針

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制並びに配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 義援金品の受け入れ、配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県に連絡するとともに、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

4 義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れる。

- (1) 受入窓口
 - ア 一般からの義援金の受入窓口は、民生部（福祉課）とする。
 - イ 国又は地方公共団体等から市長あての見舞金の受入窓口は、総務部（総務課）とする。
- (2) 現金の受入れ
 - ア 一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、民生部受付用の口座に入金する。
 - イ 国又は地方公共団体等から市長あての見舞金は、総務部受付用の口座に入金する。
- (3) 義援金の管理
 - ア 一般からの義援金は、出納班（会計課）が管理する。
 - イ 国又は地方公共団体等から市長あての見舞金は、総務部（総務課）が歳入として管理する。

5 義援金の配分

- (1) 義援金配分委員会の設置

市は、県、義援金受入団体及び寄託者等に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員会の選任

配分委員会の委員は、市議会関係者、地域関係者、福祉関係者、学識経験者及び行政関係者等の中から選任する。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第49節 義援物資対策

【災害対策本部担当部】 調達部

1 計画の方針

全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法等を定め、被災者ニーズに沿った物資を确实、迅速に現地へ配送する。

ただし、不特定多数からの小口の義援物資については、仕分け、保管等に多大な労力及び時間が必要となるため、被災地が支援を求めた真に必要なもの以外は原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

また、義援物資が被災地に与える影響について、被災地以外の人々に実情を正しく理解してもらうことの情報発信を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
被災者、避難所、町内会 NPO、ボランティア等		市	被災者ニーズ
市		県	集約された被災地ニーズ
市		協定先企業・団体	調達要請
市		国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市		被災者、避難所、町内会、 NPO、ボランティア等	供給情報（品目・数量等）
県		市	供給予定情報

3 業務の体系

	☆風水害発生 (提供申出対応)			
	(物資受入方針に基づく 電話、メール、FAX 対応)	(情報発信) 物資取扱方針情報	(情報収集) 被災地状況 被災地ニーズ [※] 交通情報	
直後 ～ 6 時 間後				
1 日目～	物資受入方針に 基づく 電話、メール、FAX 対応	被災地ニーズ [※] 、要 求、調達情報、 交通情報	被災地ニーズ [※] 物資受入状況	交通情報

4 業務の内容

(1) 義援物資の受入れ・照会窓口の設置

受入れ・照会窓口を設置し受付要員を配置するとともに、受入物資リストを作成する。

(2) 情報収集及び必要物資の数量把握

避難所の設置箇所等の情報収集に努め、必要物資の数量把握をし、義援物資集積場所を指定する。

(3) 受入れの周知

義援物資の受入れについて、受入窓口、避難所情報等を県及び日本赤十字社新潟県支部等に連絡するとともに、市ホームページ及び報道機関等を通じ次の事項を公表する。

ア 受入れを希望する物資及び受入れを希望しない物資のリスト（需給状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定する。）

イ 送り先（あらかじめ定めた集積拠点とする。）

(4) 受入れ、保管、配送

ア 義援物資集積場所に受入要員を配置する。また、必要に応じ新たに集積場所の指定をする。

イ 受入窓口は、義援物資の申し入れ物品の情報を整理し、各集積場所の担当者と連絡をとりながら、寄託者等義援物資搬入者へ受入場所の指示をする。

ウ 被災者の要望と需給状況を勘案して、自己調達物資、県からの調達物資及び応援要請物資等と調整し、効果的な配分を行い、被災者へ迅速に届ける。

エ 配送に当たっては、早期に民間物流業者を加え、NPO、ボランティア等の協力を得て行う。

第50節 災害救助法による救助

【災害対策本部担当部】 危機管理部

1 計画の方針

○ 基本方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(1) 各主体の責務

ア 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ 県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市へ派遣する。

ウ 日本赤十字社

日本赤十字社は、市及び県が実施する救助に協力する。

(2) 達成目標

災害救助法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(3) 積雪期の対応

ア 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

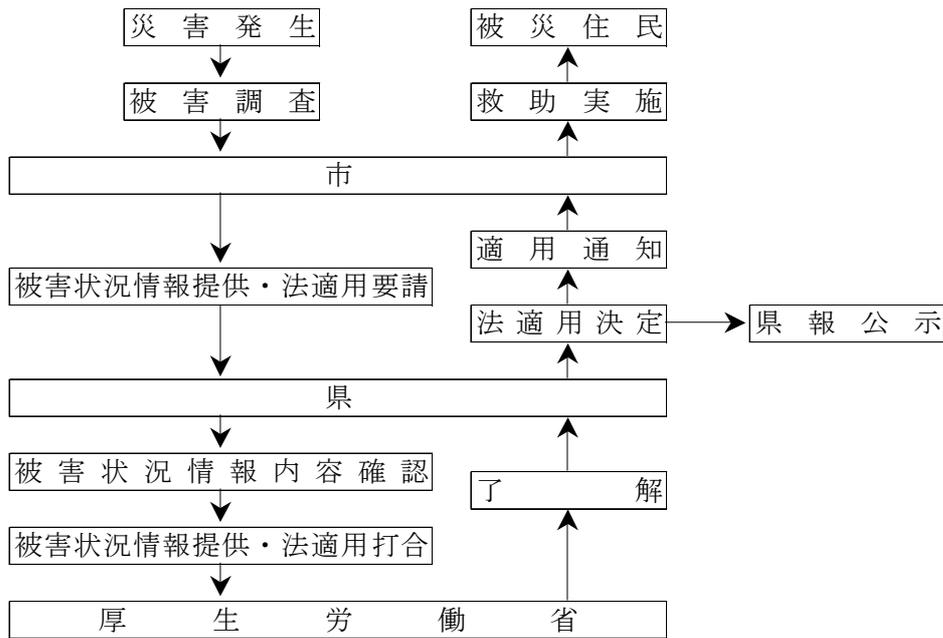
イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記豪雪対応における要配慮者の広域支援体制により支援を行う。

(4) 広域避難への配慮

被災状況により、他県・他市町村へ避難者が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 災害救助法による救助フロー図



3 災害救助法の適用

- (1) 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第1条）
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第30条第1項、県法施行細則第17条）
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。（法第30条第2項、県法施行細則第17条）
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。（県法施行細則第3条）

4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、市内の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯数以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オのいずれかに該当する場合は、法を適用する。

- ア 市内の住家減失世帯数が60世帯以上であるとき。
- イ 県下の住家減失世帯数が2,000世帯以上であって、市内の住家減失世帯数が30世帯以上であるとき。
- ウ 県下の住家減失世帯数が9,000世帯以上であって、市内の住家減失世帯数が多数であるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令に定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が減失したとき。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

5 災害救助法が適用されない場合の救助

市長は、法が適用されない災害に際して、小千谷市災害救助条例の定めるところにより、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図る。この場合、市長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、その適用を受けようとするときは、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議する。

(○適用協議書様式・・・・・・資料編198P)

(1) 市災害救助条例

ア 適用基準

- (ア) 住家減失世帯数が15世帯以上である場合
- (イ) 多数の世帯の住家が減失し、市長が特に必要と認めた場合
- (ウ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

イ 救助の種類等

- (ア) 避難所の設置
- (イ) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (エ) 災害にかかった者の救出
- (オ) 応急仮設住宅の設置
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (キ) 障害物の除去

※ 上記のうち(オ)、(カ)、(キ)については、生活困窮者を対象として行う。

ウ 救助の程度、方法及び期間は、本節第8項の範囲内において行う。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、救助の期間を延長することができる。

(2) 県災害救助条例

ア 適用基準

- (ア) 本市の住家の減失した世帯数が30世帯以上である場合
- (イ) 知事が特に必要と認めた場合

イ 救助の種類等

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与
 - (イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - (ウ) 応急仮設住宅の設置
 - (エ) 災害にかかった住宅の応急修理
 - (オ) 災害にかかった者の救出
 - (カ) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給
 - (キ) (ウ)及び(エ)の救助は、生活困窮者を対象として行う。
- ウ 救助の程度、方法及び期間は、県災害救助条例施行規則第5条に定めるとおりとする。